

第五十五回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第 十 七 号

昭和四十二年六月七日(水曜日)

午前十時四十八分開議

出席委員

委員長 島村 一郎君

理事 天野 公義君

理事 鴨田 宗一君

理事 中川 俊思君

理事 麻生 良方君

理事 船村左近四郎君

理事 岡崎 英城君

理事 神田 博君

理事 小山 省二君

理事 坂本三十次君

理事 田中 六助君

理事 橋口 隆君

理事 武藤 嘉文君

理事 佐野 進君

理事 永井勝次郎君

理事 塚本 三郎君

理事 近江巳記夫君

出席國務大臣

通商産業大臣 菅野和太郎君

出席政府委員

通商産業政務次官 宇野 宗佑君

通商産業省組織局長 乙竹 虔三君

中小企業庁長官 影山 衛司君

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

中小企業振興事業団法案(内閣提出第八一号)

○島村委員長 これより会議を開きます。

参考人出頭要求の件についておはかりいたします。

理事會において御協議を願いましたとあり、通商産業の基本施策に関する件(輸出貿易に関する問題)調査のため参考人から意見を聴取することとし、その人選、日時、手続等に関しましては委員長に御一任を願うことに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○島村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○島村委員長 内閣提出、中小企業振興事業団法案を議題として、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。橋口隆君。

○橋口委員 中小企業振興事業団法案につきまして、きのう通産当局の御見解をいろいろ承ったのでございますが、大臣が本日御出席になつておりますので、あらためてひとつ伺いたいと思ひます。

すでに御承知のとおり、政府の公社、公団等の問題につきましては、非常に世論がきびしくなつておるところでございます。また、承るところによりますと、野党におかれてもその点いろいろと批判があるようでございます。そこで、こういう時期に際して、この中小企業振興事業団を確実に運営させていくためには、通産当局におかれて、きわめて慎重に、また実効のあるような運営を期せられることが、これから最も大事な点ではないかと思ひますが、それにつきましても大臣の御決意を承つておきたいと思ひます。

○菅野國務大臣 公社、公団についていろいろ非難もありますけれども、また、公社、公団をつくらなければならないものもあるのであります。

この中小企業振興事業団は、私はこれはつくらなければならぬ公社、公団に属するものと、こう考へておるのであります。初めから大蔵省なりあるいは総理に對しても、この事業団はぜひつくってもらいたい、ほかの公社、公団についてはいろいろ批評があるかもしれないが、これと石油開発公団だけはぜひつくってもらいたいというこ

とで、いろいろ折衝いたしたのであります。この間うちから皆さんからいろいろ御意見がありましたとあり、中小企業の育成あるいは振興については、いままでいろいろやつたけれども、効果があらぬじゃないかという御批判がいろいろあつたようでありまして、それは私も同じ感じを持つのであります。したがひまして、何か中小企業の振興について、ひとつほんとに効果のある対策はないかということで、いろいろわれわれのほうも研究いたし、また皆さん方からのいろいろの御意見をも徴して、そして考え出したのがこの振興事業団であります。これによつて、ひとつ中小企業の問題の解決の糸口を見出したということ

で、その意味において、ことに中小企業の問題は、政府として解決しなければならぬ重要な問題であります。ゆゑに、この事業団は是非でもひとつ政府も認めてほしいということ、この事業団をつくるようになった次第でございます。

○橋口委員 大臣の御趣旨よくわかりました。が、これから日本の中小企業を振興させるためには、中小企業の構造の高度化が最も必要だろうと思ひます。それを推進するための中核として、この振興事業団を運営されると思ひますが、将来もつとこれを強化される御意思がございませうか。

○菅野國務大臣 まず今度はこの規模でスタートいたしました。私はおそらく今度やってみて、この事業内容というものはだんだんと拡大するべき

ものだ、こう考へております。でありますからして、今度やってみて、その実績にかんがみて将来拡大するということをきめたい、こう考へております。

○橋口委員 中小企業は実態が非常に複雑で、長期の計画を立てにくいと思ひます。さういふか、すでに経済社会発展五カ年計画は策定され、またほかの道路、港湾あるいは上下水道その他についても、すべて五カ年計画が編成されて、それに基づいて長期の予算も組まれている実情でございます。これに對して、中小企業においても、さういふような五カ年計画に見合つたさういふ予算の長期計画あるいは財政投融资の計画あるいは事業体の将来の統合、再編成、さういふ問題に對して、長期のビジョンが必要だと思はれるのでございますが、それにつきまして通産当局はどういう御準備がございませうか、それを承りたいと存じます。

○菅野國務大臣 この中小企業の問題は、これは五年間に目的を達成するといふような、さういふ期限を切るということ、私は困難だと思ひます。お話のとおり、なかなか複雑多岐なものであります。したがつて、これは解決のできるまでは五年でも十年でもかかるという気持ちでやらなければならぬのであります。とにかく今度中小企業の振興事業団をつくりまして、そしてこれをひとつ一、二年やってみて、その上で大体見通しがつくのではないかと、これでいけば何年間でできるのではないかと、見通しがつくのではないかと、こう私は思ひます。できるだけ中小企業といふような問題がもう起こらぬような世の中にしたといふのがわれわれのビジョンでございます。中小企業の問題で毎年皆さん方もいろいろ御心配になりますし、政府もこの問題で頭を悩ましておるのであります。国会では再び

議論のないような世の中にしたいというのがわれわれのビジョンであります。

○橋口委員　大臣の御意見をお聞きしまして非常に安心しておるのでありますが、どうしてもやはりいま一番大事なことは、中小企業の経営者が、倒産も多いこういう最近の世情におきまして、将来に明るい希望を抱いて仕事のできるような、そういう目標を与えることがきわめて必要だろうと思うのです。そういう意味におきまして、道路五カ年計画なんかとはもちろん違いますが、将来五年、十年あるいは十五年先を見通したようなビジョンをぜひとも提示していただく、そして国民経済に明るい目標をともしていただくようにお願い申し上げます。

○菅野國務大臣 橋口委員も御存じのとおり、世の中はだんだんと急展開いたしておりますし、ことに産業というものが急展開いたしております、したがって、道路をつくるとかなんとかいうこととは違って、産業がいかに伸展するかというところについては、これはなかなか予測すべからざるものがあると思うのであります。したがって中小企業の問題も、大企業もそうですが、何年か後にはどうなるかということについての一応の見通しはしますけれども、見通しどおりにいくかわからないかということは、これはもうほんとうの確固たる信念をお互い持つことが困難だと思います。したがって、中小企業の問題も、今後の日本の産業、世界の産業がどう動くかという大きな見通しを立てて考えていかなければならぬと私は考えておるのであります。いかに世の中が変わっておるかということは、一々私から申し上げるまでもないことであります、とにかく十年前と今日と非常に世の中が変わっております。それと同じ意味で産業が変わってまいりますから、したがって、先ほど私から申し上げましたとおり、中小企業の問題についてのピリオドを打つということが、これが非常に困難だということは、産業自体が変わっておるということに原因があるのでありますからして、われわれはいかに産業が変わ

るかという見通しを立て、そして産業がどうなるかという見通しを立てて、その上で中小企業というもののあり方というものの見通しを立ててやっていた。それにはさしあたり高度化ということ、技術の開発あるいは協業ということが必要だと考えておりますが、将来においてもっと考えなければならぬ問題がまだ出てくるのではないかと、こう考えておりますので、その世の中の変わり方に応じてひとつ善処したい、こう考えております。

○橋口委員 さて私に与えられた時間はございますので、最後にお伺いしたいと思います。

実はもう万人承知のとおり、一昨日中東に戦争が勃発いたしました。この中東戦争はわが日本の経済に対して非常に重大な影響を与えると思うのであります。それにつきまして本日御質問したいと思っておりますけれども、金曜日これについての質疑がかわされることになっておるようでありますので、私からは中小企業に関連してその問題をお伺いしたいと思います。

日本の原油の在庫量は、現在原油においておそらく二十日分、製品において二十二、三日分ではないかと思われるのであります。したがって、これは日本の経済にとって一日を争うような非常に重大な問題であろうかと思ひます。まさしく油断大敵ということばが当てはまるような、そういう逼迫した事態がきておると思うのでございます。したがって、これが長引けばもちろんでございしますが、短期にけりがつくといはしても、わが日本の石油事情には非常に重大な影響を与えるはずでございます。またスエズ運河の封鎖もすでに報ぜられておるところでございますので、日本の海運、貿易に対する影響は、これから非常に甚大なものがあると考えられるのでございます。したがって、この中東戦争が日本経済に与える影響というものを通産当局におかれましても、これから十分分析し、考究されまして、そして今度の世界のこういう危局に対する万全の措置をお立てくださいますようにお願いを申し上げたいと

思います。

特に伺いたいと思いますのは、この石油の見通しにつきまして、それが日本経済、貿易全体、また中小企業界にこれからどういう影響を及ぼしていくか、そういう問題について本日は最後にお承りしておきたいのであります。

○**菅野國務大臣** お話のとおり、この中東の問題は、日本から言えば非常に遠い国のように思いますが、けれども、これはベトナムよりも日本の経済に影響が大きいと私は考えております。したがって、この中東の問題がどういうように展開していくかということは、ことにわれわれ産業面から見ると、重大な関心を持っておるのであります。したがって、もうすでにこの中東問題が起りかけた——きのうはいよいよ戦火を交えるようなことになりましたが、その前から実は通産省ではひそかにこの対策を考えておるのであります。したがって、万が一ということはないと思えますけれども、万が一の場合にはどう対処すべきかというよ

うなことにしても、目下いろいろとわれわれのほうでも調査いたしております。至急にこの問題は、いろいろの場合をわれわれは想像して、それがいかに日本の産業——中小企業と限らず、日本の産業全体に対して大きな影響を及ぼしますから、それに対する対策を至急にいま調査に取りかかっておる次第でございます。いずれまた追って皆さん方に御披露申し上げ、また皆さん方からいろいろと御指示をお願いしたい、こう存ずる次第でございます。

○橋口委員　それじゃどうも……。

○島村委員長 中谷鉄也君。
○中谷委員 お尋ねをいたします。

中小企業の高度化、近代化、構造改善、共同化、協業化、いろんなそういうことば、そしてその内容についての質疑が常に中小企業問題についてではかわされているわけですが、次のような問題についてまず最初にお尋ねをいたしたいと思います。

の一つの具体的な内容、高度化の具体的な内容として団地という問題がある。そうすると、団地が昭和三十六年、実際に動き出したのは昭和三十九年で、団地の数が現在まで百五というふうに承知いたしております。そういたしますと、これは全く算術的な計算で出てまいるわけでございますけれども、中小企業のいわゆるメーカーと申しますか、製造業というか、そういうふうな中小企業者の数というのが六十六万ということで押えていまして、百五の団地の中で企業を営んでいる中小企業者の数というのは一体幾らなのか。これは私は大体承知しておりますけれども、全六十六万の中小企業者に対するパーセントは一体何%になるのだろうか。これはきわめて算術的なことでございますけれども、一番最初の質問の導入的な問題になりますので、お答えをいただきたいと思っております。

○影山政府委員　百五の団地に参加しております企業は二千九百八十企業でございます。中小企業製造業の業者のうちで○・五%でございます。

○中谷委員　そこでお尋ねをいたします。

中小企業の数が全部で三百六十万、この中に団地になじまない中小企業というものも、これは当然あるわけでして、この場合、六十六万というその数が必ずしもすべて団地化されるべきだということふうな議論というのは成り立たないと私は思うのです。ただ、しかし、いわゆる中小企業の高度化、そういうようなものの一つの大きな具体的な内容として、団地共同工場、共同店舗、共同施設、そういう事業の共同化、協業化ということが必要なんだ、こういわれておる。そうすると、昭和三十六年、昭和三十一年から実際に動き出して、現在までの実績が一割に満たない。いま長官がお答えになりましたように○・五割だ。そうすると、その振興事業団の今後の動きの中で、団地化される、団地としてその中で動いていく、営まれていくところの中小企業の、いわゆる全六十六万の、これはまたふえてまいらぬと思えますけれども、パーセントというものは一体どういうことになるのだろうか。そういうパーセントであらわさ

れるということにどれだけの意味があるかどうか
わかりませんが、こういう問題について、
先ほどから中小企業全体としていわれるビジョ
ンの問題、どういふふうな中小企業というものを近
代化し、高度化していくのかという問題と私は関
連してくると思うのです。団地をつくる、こう
いったって、現在〇・五％しかないじゃないか、
これは将来何年後にはどの程度の団地が一体造成
されるのかということをお答えいただいてもけっ
こうだし、あるいはその六十六万の企業に対する
パーセントはどの程度になるべきであらうか。こ
れは計画経済じゃないのだといってしまえばそれ
までですけども、そういう意味のお答えじゃな
しに、中小企業庁長官としてお考えになつてい
るビジョンですね、これは業者がまかせなんです
ということにひととお答えいただきたい。何
か業者の意欲にまかせるのだというお答えが出そ
うなので、そういうことになしに、ビジョンとし
てはこの程度のもんだというふうなことでひ
ととお答えいただきたい。

○影山政府委員 先生御承知のように、中小企業
の高度化と申ししても、製造業につきましては工
場団地は理想的な形でございます。ほかに小規
模事業者を対象にいたしましては、共同工場と
か、それから今度協業組合というものをくりま
して、その協業組合の協業工場とかあるいは共同
組合組織によるところの共同施設というふうな、
いろいろ高度化、協業化の段階があるわけでござ
います。工場団地につきましては、先ほど先生
御指摘のように、また私が御答弁申し上げまし
たように、いままでわずか〇・五％くらいでござ
いますけれども、共同施設の対象企業数は実に六
十六万八千七百五十二件になっておるような次第
でございます。そういうふうな私どもといたしま
しては、先生先ほどお話しになりましたように、
計画経済でございますので、計画的にはやりま
せん。しかしながら、それでは中小企業者がやり
たいのにまかせておくかと申しますと、それでは
ないわけでありまして、おのおの産地なりあるい

は中小企業のグループの実態に合わせまして、そ
れを指導しながら、できるだけ協業化を段階ごと
に進めていきたいということを考えておるわけで
ございますので、その点はひとつ指導と合わせな
がら、そのために今度も振興事業団で指導体制を
固めたわけでございますが、この計画的な数字は
持つておりませんが、そういう実態に合わせな
がら、段階ごとに應じて協業化を進めていき
たい、そういうふうな考えておるわけでござい
ます。

○中谷委員 ちょっと御答弁としては、私のお尋
ねしておることは——少しはお答えにはなつて
いると思うのですけれども、明確にお答えをいた
だいておらないと思います。

重ねてお尋ねいたしますけれども、要するに、
この経済社会発展計画については、いろいろな批
判がありますけれども、この経済社会発展計画を
通読してみても、中小企業の問題について
の、いわゆるビジョンというふうなことが必ず
しも適当かどうかわかりませんが、結局大
臣の御答弁の中にも、中小企業問題のなくなるこ
とが中小企業問題のビジョンなんだ、何か疑問答
みたいなお答えだというふうにもいえるかと思
うのです。

そこで、もう一度お尋ねいたします。要する
に、そうすると、これは長官の御答弁の中で、団
地共同工場——団地のみじゃないんだ、共同工
場、共同店舗、共同事業等の共同化、協業化、い
ろいろなことをやっていくんだ、そして、そこ
に業者の熱意と努力、そういうものもある、それ
に対して事業団は助成をしていくんだということ
ですけれども、やはり私がきわめて素朴にかつ端
的にお尋ねをしたように、中小企業の高度化、近
代化あるいは構造改善といういろいろなことが飛び
出してくる中で、いわゆる近代化された中小企
業、高度化された中小企業、構造改善された中小
企業等のあるべき姿というふうな中では、一体ど
の程度の団地、六十六万に対してどの程度がその
団地としての中に仕事をしていくということにな

るんだろうかということは、これは素朴な疑問で
あると同時に、中小企業の将来のあるべき姿の一
つとして、私、お答えをいただけるのではないか
と思つて最初にお答えをお願いしたわけなん
です。じゃ、こゝばを変えて言いますと、現在百五
の団地がある。これは将来幾つになるか私のほう
はわかりませんが、そういうことなのか。それじゃあ
まりにも何といひますか事業団をつくった——事
業団というものはとにかく高度化資金と指導セン
ターとこの二つを合わせたものじゃないか、それに
さらにプラスアルファなんだというふうな趣旨の
説明に比して、若干意欲が不足じゃないか、ある
いは見通しについては、ちょっと私ことばに苦し
みますけれども、こういうことばを使つてい
いかどうかわかりませんが、若干無責任じゃないか
というふうな感じもいたします。無責任というこ
とには私自身もちょっと抵抗を感じましたけれ
ども、そういう感じもする。じゃ、昭和四十三年、
四十四年、四十五年、団地は一体どの程度ふ
えていくんでしょうかというふうな一番身近な質
問からいたしましょうか、その点についてお答え
をいただきたいと思ひます。

いきたいということでもございまして、頭で数を、
たとえばどの層があるからどの層に対しては団地
をつくらせてというふうなことを考えて作業すれ
ばできるのでございますけれども、なかなかその
点、そういうことをやっただけでは問題がござ
いますので、指導をしながら、実態を調べながら事
業計画を立てさせるといふことになるわけでござ
います。さしあたり、昭和四十二年度はそういう
ふうな目ざした計画を立てておりますが、まだこ
れが指導のいかんによりましてはふえていくかも
わかりません。そういうふうなやり方でやつてお
るわけでございます。できるだけそれは数をふや
していきたいということはお考えおるわけでござ
います。

○影山政府委員 先生御承知のように、私も計
画経済——あるいは頭から押しつけてやらせるの
でございすならば、あるいは頭の中だけで考え
るのでございすならば、いろいろと計画はでき
るわけでございすけれども、中小企業者の盛り
上がりや指導と、これを合わせてやらなければい
けませんので、計画は非常にむずかしいわけで
ございます。さしあたり昭和四十二年度におきま
してはどういう事業計画かということはお答えでき
るわけでございすますが、それは工場団地につきま
しては十五件、商業団地十件、企業合同を促進す
るもの十件、それから協業工場十五件、共同店舗
十七件、それから共同工場の分割譲渡が二十二件
というふうな幾ぶんかた目の計画をたたいまの
ところ立てておるわけでございまして、四十三年度
以降も引き続き中小企業者の実態を調べながら、
あるいは指導しながら、その件数を明らかにして

○中谷委員 お尋ねします。団地がふえてくるこ
と、団地をふやすことについて指導されること、
業者がそのようなことに熱意を持つこと、これは
大事なことなんだ、こうおっしゃる長官の御答弁
は、納得ができるわけです。ただし、いま御
答弁をいただいた、いわゆる計画の数を、かりに
二十以上の企業が一団地に入るのだという前提で
計算をしてみても、再び算術的なことを申し
上げて恐縮ですけども、全六十六万幾らの企業
に対しては、一％に満たないのではないかと申
うのです。そうすると、中小企業振興事業団のお仕
事の中で、いわゆる共同化、協業化、そういうよ
うな中で近代化、高度化をはかつていくのだ、こ
れは一つの旗じるしになっておる。それでござ
いますね。そうすると、そういう旗じるしを掲げて
おられて、しかもその実績の中で一％に満たない
んだということ、じゃ逆に申し上げると、いろ
んなほかのやり方があります。やり方があるのだ
けれども、少なくとも団地という問題だけを取り
上げて、共同工場の問題を別に質問すれば同じよ
うな問題が出てくると思うのです。共同店舗の問
題をお尋ねしても同じような問題が出てくると思
うのですが、そういうふうな近代化、高度化の
ための施策というものは、全企業に及ばないじゃ
ないか。そういう中で一％に満たないじゃない

か。そういう状態の中で、しかも御計画も持っていない、見通しもお持ちになっていない、あるいはその点について、将来はこの程度団地ができるのだというところについては答弁できないとおっしゃるのか、すべきでないといわれるのか、それとも私ははっきりしませんが、そういうようなことなら、中小企業の近代化、高度化ということをはじめるのの一つとして団地というものが掲げられておる中で一歩に満たない、現在の実績について〇・五割ということとの関係が私には理解ができないという感じがするのです。お答えをいただきたいと思ひます。

○影山政府委員 先生のお考えにつきましても、私もよくわかることがあるわけでありまして、ただ、御承知のように、中小企業者というものは一國一城のあるじの観念を持っておりますので、そういうことで協業化を進めていかなければならぬ大前提があるわけでございます。それを引っぱっていき、あるいは中小企業者自体が一國一城のあるじの考え方を捨てて、協業化を進めるということは非常な大事業でございます。だからこそ事業団をつくっておるわけでございます。もしもそういうことでなくて、簡単にできるものならば、事業団をつくる必要はないし、それからこの程度の数字ではわれわれも非常に満足なわけでございます。だけれども、指導しながら一國一城のあるじの考え方を捨てさせて、共同の力によって近代化を進めていくという大事業、難事業を政府も事業者も進めてやっていくじゃないかというところでございますので、計画を立てて、それができるようなら、私も非常にうれしくいわけでございます。けれども、なかなかそこまでいかない。それで、そういうふうなむずかしいからこそ事業団をつくってやるのだというふうに御了解を願いたいわけでございます。

○中谷委員 わかるのです。中小企業者が一國一城のあるじだ。——私も中小企業の経営には若干関係したことがありますから、私もわからないわけではないのです。そのとおりなんです。ただし

かし、長官、百年河清を待つということばがございませぬ。要するに〇・五割なんだ、昭和三十六年からだとかかりに計算しますと、足かけ七年で〇・五割なんだということになってくると、難事業なんだというふうなことで、結局団地化というのは少しも進まないのじゃないですかということだけは私、指摘できると思ひます。そうすると、逆にいうと、いろんな近代化、高度化のための施策というのをまさに知恵をしぼってお考えになっておられるけれども、その実績から見ても、いろいろな角度からの近代化、高度化のための努力はあるけれども、本来中小企業の近代化、高度化ということとは不可能なのか。少なくとも中小企業庁長官としてはこういうふうにして、こういう方法でという的確かつ明確な見通しと、そのビジョンをお持ちになっておられないといけません。そういう感じもするわけでございます。この点はいかがでございますか。ちょっと質問の角度を変えましたが、お答えいただきたいと思ひます。

○影山政府委員 中小企業の近代化、合理化と申しますのは非常にむずかしいわけでございます。率直に申しまして非常にむずかしいわけでございます。中小企業と大企業との生産性の格差等につきましては、なかなか格差が縮まっていかないうことでございます。それでは、全部中小企業の団地をつくれれば問題が解決できるかというところではないわけでございます。しかしながら、中小企業の数が多くて、過小性、過多性というものを控えながら、これを近代化をしていくには、どうしてもやはり共同化の力によらなければいけないという大前提があるわけでございます。そういう方向で問題を引っぱっていかなければいけない。中小企業者を指導し引っぱっていかなければならぬからこそ事業団をつくっておるわけでございます。

中小企業全体につきましてビジョンがないというところをよくいわれるわけでございますけれども、先生御承知のように、農業あたりでございま

すと、わりあい単純なので、計算もできるわけでございますけれども、中小企業関係は業種、業態が千差万別でございます。だから、中小企業全体についての数字的なビジョンを掲げるといわれますと、それはちょっと不可能でございます。先ほど大臣が答弁いたしましたように、中小企業問題のビジョンは何ぞやということになりますと、中小企業問題なき中小企業、あるいは格差なき中小企業ということまでもつていかなければいけないということでありまして、西欧諸国におきましても、そういう格差は、中小企業問題は從來もあつたわけでございますけれども、格差のない中小企業、中小企業問題のない中小企業にほとんどなっておるわけでございます。日本においてもやはりそこまでもつていけないはずはないわけでございます。日本の実態に即した中小企業の近代化、合理化対策を講じながらそこまでもつていく。ただその際に、この前中小企業近代化促進法で御審議をお願いしたように、中小企業問題一般ということとはもうあり得ないわけでありまして、業種、業態に即しまして五カ年計画なら五カ年計画でやっていく、そこにおいて業種、業態別のビジョンが出てくるわけでございます。その一つのモデルは、繊維の構造改善あたりを徹底したビジョンを描きながらこれをやっていく。その他の中小企業の業種につきましても、最近外資の自由化、あるいは後進国からの追い上げというような問題もございしますので、もう一度この近代化促進法の基本計画を見直してみようというところは、大臣からも指示が出ておりますし、先般先生の御質問に対しても私は明確にお答えしておるわけでございます。そういうふうな業種、業態別にビジョンをつくっていくというところでございまして、中小企業全般についてのビジョンがなくなり得るかどうかという問題については、これはむずかしい。業種、業態別のビジョンをつくっていくかなければいけない。その中の一環として、その業種、業態に応じた共同化、協業化のやり方があるだろう。その中で団地に適するものもあれば、協業化に適するものもある。

あるいは繊維でやっておりますように、産地の構造改善組合をつくりまして、そこで近代化の機械を共同で買入れていくというようなやり方もありますでしょう。だから、これは実態に即した共同化、協業化のやり方をやる。ただ、その共同化、協業化だけでそれでは全部が万事終われりかと申しますと、あとに残ります小規模零細層の対策を十分に講じなければいけません。ということもございまして、全部あわせまして近代化を進めていかなければならない。抽象的に考えますと、私も、先生と全く同じように、ビジョンも立ててやりたい気持ちが非常にあるわけでございます。正直申しまして、それはなかなかむずかしい。しかしその努力は、先生御指摘のように今後もやらないといけない。この努力はやはりやらないといけないと思ひます。

○中谷委員 一応、問題については私のほうも整理をいたします。お尋ねの冒頭に団地の問題を提起をいたしましたのは、団地についてお答えをいたしたくという中で、一体中小企業の近代化、高度化はどうなんだろうという一つの具体的な例として指摘したつもりなんです。ただそこで、昨日も近況法の業種指定は八十何業種でしかないじゃないか、こういうふうな問題の指摘もございしました。まさにそのとおりだというふうな長官の御答弁もあつた。そういうふうな中で、抽象的なビジョンといいますが、頭の中では考えられるけれどもむずかしいのだよ、こうおっしゃるのではありませんか、やはり中小企業者のきわめて膨大な数、また日本経済に占める役割というふうなものを考えてみますと、そういう中小企業のビジョンというのか、今後のあるべき姿、もちろんそういうふうなことにについては経済社会発展計画の中にも、あるいは諸施策の中にも、あるいは中小企業白書のものについて、近代化、高度化のための施策というよりも政策目標というふうなものについてお示しになるべき時期にきているのじゃないか、こういうふうな考えますが、長官、この点について

簡単に御答弁をお願いいたします。

○**影山政府委員** 中小企業をめぐる環境が非常にきびしくなっておりますので、そういう先生御指摘のような方針なり計画、ビジョンというものを示す必要があると思います。それは組織あたりにつきましましてはすでにビジョンを示しながら近代化をやっておるということでございますので、そういうことも模範にいたしまして、ほかの業種についても進める考えでございます。

○**中谷委員** 政務次官にお答えをいただきたいと思ひます。

いま長官との間にいろいろな点について若干質疑をかわしたわけですが、そのビジョンというものが、長官の御答弁のように、抽象的にそういうビジョンというものを描いたということになれば、私自身の意欲もかなり減退してくるわけですよ。私はやっぱり、そういうものじゃないに、きめのこまかい、中小企業全体としてのあるべき姿というものを示すべき時期にきているんじゃないか、こういう感じがするわけなんです。そういうふうな作業にお取りかかりいただけたらというよりも、お取りかかりいただくべきだと私は考えますが、この点について簡単に御答弁いただきたいと思ひます。

○**宇野政府委員** 長官は行政官でございますから、非常に慎重なお答えをしておられたように私は考えるのであります。私が中谷委員と同じ席にすわっておいたら、同じような質問をするだろうと思ひます。したがって、さような意味合いにおいても、やはり政府としては中小企業問題に關しては少なくとも可能な限りのビジョンを立てるべきである。それは各業種、業態によってそれぞれ異なりましようけれども、やはりそうした計画を立てて指導し、なおかつ中小企業者がその指導に自発的に——この両面がむずかしいと思ひますし、非常にデリケートな問題でありましようけれども、やはり指導によって中小企業者の自覚が高まってくる、そして今度は業者間から、団地化を急ぎましよう、共同化を急ぎましようという理念が

燃え上がって、そこに政府の意思と業者の意思統一、あるいは意欲というものがマッチするという方向を行政としては見出ししていくべきではないかと思ひます。

○**中谷委員** では、あとはこまかい問題に入り

法案の二十条一項の三号「都道府県から必要な資金の一部の貸付けを受けて、前号イ及びロに掲げる業務を行なうこと」という条文がござい

○**影山政府委員**

都道府県から必要な資金の一部の貸し付けを受けて業務を行なうことは、これは従来の高度化資金事業にはなかったものでございまして、振興事業団の直接事業でござい

○**中谷委員** 新しい考え方と申しますか、条文です。もう少しこの点について、一点だけお尋ねいたしますが、従来の実績の中で、二つの都道府県にまたがったというようなことの中で困難あるいは混乱を生じた、うまくいかなかったとい

うような場合の具体的なこういう場合があったというふうなこと、今後、いわゆる二つの都道府県にまたがるというふうな場合、そういう案件というのほど程度現在あるのか、こういうふうな点について簡単にひとつこれも御答弁いただきたいと思ひます。

○**影山政府委員** 従来東京都から近県に出ていきます場合に、東京のほうは出ていくほうだから自分のほうはめんどろ見ない、それから、出先のほうの県では自分のところの地元企業を優先的にやらなければいけないというふうなことで、十分めんどろを見てもえなかつた例が二、三あるわけでございます。過去においてそういう例がございましたが、四十二年度においてはまだそういう案件は出てきていない、こういうことです。

○**中谷委員** 質問を続けていきます。具体的な問題として、団地についての質問なんです。いわゆる中小企業のビジョンというふうなことは関係なしに、団地の問題なんです。団地というのは一体何かということなんです。

お尋ねしたいのは、要するに団地内の道路等については、これは当然助成貸し付けの対象になりますね。ところが、国道、県道から団地に通ずる道路、さらにまた、団地というものは結局、事業環境、生活環境の整備ということと切っても切れない関係にあるわけですから、団地の上下水道——これは排水処理等については若干別においておりますけれども、上下水道、さらに、従業員の輸送の問題も出てくると思ひます。さらに、工業用水の問題だつて、これは出てくると思ひます。こんな問題については、これは一体、団地外になるとなれば、振興事業団の貸し付けの対象にならない。一体団地というのは何かという疑問の中で、そういう上下水道施設はどうするんだらう、工業用水はどうするんだらう、団地と国道、県道を結ぶ道路というものについては、一体どうなるのであらうかというふうな点について、とにかく団地というものの範囲を広げていくべきじゃないか。そうでなければ、都道府県あるいは市町

村、あるいは業者の負担というのは、こういうふうな制度ができて、さらにどっかの面加重される面があるのじゃないかというふうな感じがいたします。この点についてお答えをいただきたいと思ひます。

○**影山政府委員** 中小企業の団地につきましましては、どこで助成を打ち切るかという問題があるわけでありまして、団地自体につきましましては、団地内の上下水道、道路というものは対象にいたします。しかしながら、団地の外の関連施設につきましては、これは元来は団地等につきましましては、地元市町村あるいは県との協力のものにつくるわけでございます。そういう点で上下水道等につきましましては、市のほうでめんどろを見ていただいております。それから関連道路につきましましては、先生御承知のように、産業関連施設の補助の制度がございまして、企業合理化促進法によりまして、産業関連施設の補助で関連道路の補助を行なつて造成をいたしましたような例も岐阜の金属工業団地であるとか、あるいは山形の機械工業団地というふうなものがある例としてはあるわけでございます。そういうふうに関係市町村ともひとつよく連絡をとりながら、また援助を受けながらやっていくことにならうと思ひます。

○**中谷委員** 団地の建設一般についてお尋ねをいたしたいと思ひますけれども、最近のいわゆる都市問題、もつとこまかくいいますと別のことで言え、都市開発であるとか、地域開発であるとか、そういうようなことが盛んに言われておるわけですよ。じゃどこに団地を設定するかという問題は、ただ事業団の指導と、そして業者あるいは都道府県だけで団地の立地場所の設定をしていいものかどうか、さらにこのような問題については、自治省であるとか、建設省であるとか、特に小さい市の場合には、いわゆる都市計画全体について、どう都市計画をやっていくかということにける面があると思ひます。また事業団のほうも必ずしも都市計画そのものに御専門ではないと思

うのです。そういう中で建設省その他との連絡等については、どういうことになっておるのか、この点についてお答えいただきたいと思ひます。

○影山政府委員 都市計画との関連におきましては、都市計画の一環として行なつておるわけであり、それから通産省におきましては、工場適地調査を行なつておられます。その工場適地地域の中に入らなければならぬと認めないというようないふこともなつておるわけであり、立地関係につきましても十分配慮をいたしながらやつておるわけ、それから、具体的に相談をする場合には、県あたりがその指導を直接には行なうわけでございますが、その他工業立地センターというやうなものもございますし、あるいは企業局の立地部におきましても指導課がございます。相談室を持つております。通産局あたりとしても指導をいたしておるやうな次第でございます。

○中谷委員 実際の団地ですね、私は的確に指摘はできませんけれども、必ずしもあまり適当だと思われぬ、全体の町の地域開発等から見て、そこに団地を持つてきたことがはたして適当かどうか、若干疑問に思われるやうなものがあるやうな気がするのです。そうなつてまいりますと、何かそのやり方は、長官の御答弁いろいろありましたけれども、要するに、県の経済部あるいは企画部という、これはいわゆる東京都というやうなものでなしに地方の県、そういうところが窓口といひますか、になつて、明確な都市開発の見通しがない中で立地するやうなところ、やはり問題がある。したがひまして、長官の先ほどの御答弁でけつこうですか、さらにそういうやうな点については、全体としての都市計画あるいは地域開発との関係というものを十分にひとつお考えになつて立地をしていただくということについて、そういうふうな配慮をするということの御答弁をひとついただきたいと思います。

○影山政府委員 先生御指摘の立地関係につきましては、従来からも配慮をいたしておりますが、今後ともさらに一そう配慮をいたしたいと思ひます。

○中谷委員 そこで、次の質問になるのですけれども、別のことで、事業団の指導業務の中で、いわゆる経営管理に関する指導、それから技術指導、こういうやうな指導の分野がありますが、実際に指導をする職員の数はいふふたそうでなければ、技術指導をされる方の、いわゆる体制というやうなものは十分なかどうか、これは一体どの程度の方がおられるのか、先日指導をされる方の人数は聞きまして、その内訳についてひとつ簡単に御答弁をいただきたいと思います。

○影山政府委員 現在中小企業指導センターのコンサルタントが三十三名おります中で、十四名が技術関係のコンサルタントでございます。新たに二十名をコンサルタントとしてとるわけでございますが、その内訳はまだ決定いたしておりませんが、この事業団につきましてはこの程度のコンサルタントでございますけれども、先生御承知のやうに、各府県に公設の試験研究所もございまして、そこには技術関係の指導員は四千人以上の間があるわけでございます。そういうところを動員をいたしまして、指導をいたしたいと思つておる次第でございます。

○中谷委員 お尋ねした点はその点なんです。要するに、その地方の特産品とか、それから伝統業種といひますか、そういうやうな技術指導については、市町村あるいはその地方の試験所、そういうところの指導を主として地方の特産品なんかについては受けてゐるわけなんです。しかし、それはなかなか一生懸命にやつてゐるわけですから、若千マンネリ化してゐるという問題も出てくるというやうなことを考えてみますと、現在の事業団の技術指導の体制というものがはたして十分なかどうか、こういう点についてはいかがでしょうか。

○影山政府委員 たとえば和歌山県には工業試験所、漆器の試験所等がございます、いずれも木工関係は非常に充実しておるやうに聞いておるわけでございます。そういうところを中心にした

しまして技術指導をやつていくわけですが、ただ、最近の技術の進歩あるいは指導の手法というやうなものも日進月歩でございます。振興事業団は、直接の指導をすると同時に、そういう指導者の研修養成もやつておるわけでございます。半年コースの指導研修をやつておる、そういうやうなところ、和歌山県あたりからももてらるやうな指導をしてみらうということが必要かと思ひます。

○中谷委員 長官の御答弁の中から和歌山県の話が出ましたので、ではさつそく次のやうなことをひとつお尋ね申します。

これはひとつお教えをいただきたいと思ふのですが、私は実はよくわからない。長官もこれは一体どうしたらいいかということについては私は明確な御答弁はいただけないという心配があるのです。長官もわからぬということになるのかもしれません。が、実は中小企業問題一般に関係してくると思ふのですが、事業団との関係は私はあると思ふのですけれども、結局災害なんかを受けた場合には、中小企業者に対する救済の措置というものが天災地変、そういうものにございまして、ところが、和歌山県の由良という人口一万くらいの小さい町です。そこで一千人の集団赤痢患者が発生した。全然町の機能は停止してしまつて商売にならないわけ、この中小企業の人たちは、こういう状態が何カ月も続いたら全部だめだといふやうなことを言つてゐる。このやうな問題がこの事業団法による貸し付けの対象に直ちになることは私は思ふないわけ、こういうやうな法がこういうものを予想してゐないと思ふのですけれども、集団赤痢によつて町の割の人が患者になつてしまつて、町が機能を停止してしまつたといふやうな場合の中小企業者に対する救済方法は一体どうあるべきか。現行制度等を調べてみましても、適切なものがなかつたと思ふ。どうあるべきか、現行制度のどれを活用すべきか、この点についてお答え

いただきたいと思ひます。

○影山政府委員 集団赤痢のような非常事態についてどういふふうに対処すべきかということでございますが、幸いにいたしまして、中小企業関係は政府系の金融機関が国民公庫、中小公庫、商工中金等があるわけでございます。そういう機関をフルに活用いたしましてその救済措置を講じていくといふやうに考えておられて、現実に和歌山県の集団赤痢の場合におきまして、国民金融公庫なりが直接相談に乗つてゐるやうでございます。私どものほうもそういう点で指導いたしたいと思ひます。

○中谷委員 そこで、そういうやうな問題を考へてゐるやうな中で、先ほどの中小企業問題のビジョンというか、そういうものとの関係をして次のやうな疑問を持つたわけ、要するに、小規模企業の中でのまた小さいもの、たとえば生業的形態といひますか従業員数ゼロというやうなものが一体どの程度あるのだから、こういうやうな点についてまず疑問が一つ。そういうものは将来どういふやうに営まれていくべきだろうか、またそういうものに対する施策はどうあるべきか、この点について先ほどたまたま和歌山県の話が出ましたのでお尋ねをした由良の集団赤痢、そこで苦しんでゐる小規模事業者というよりもむしろ生業的業態、従業員ゼロ、こういう商売をしてゐる人たちに對する中小企業施策はどうあるのだから、将来こういう人たちはどうなつていくのだから、見通しはどうなるかといふ点についてひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○影山政府委員 従業員ゼロのものについての数字はないわけでございますが、三人以下の事業所数につきましては、製造業あたりで、三十九年度でございますが、二十一万五千件あるわけでございます。小売業につきましては二人以下が九十一万七千件あるわけでございます。そういうやうな家族零細工業者につきまして今後どういふやうにやつていくかといふことでございますが、結局のところ、やはりそういう人たちの存立基盤があるかどうか、それからその実態としてどういふこ

とになっておるかということになります。まずそういう人たちの存立基盤があるかどうかということが一番の問題でございますが、中小企業白書等でも調査いたしておりますが、過去十年間の日本経済の動向を調べてみますと、大抵生産構造も迂回度が高くなつてきております。それから消費生活水準も非常に上昇してきております。そういう間におきまして、やはり零細企業の存立の基盤というものが残つておるといふふうに私どもは考えております。それから国民金融公庫が最近「小零細企業と国民金融公庫」という小冊子をつくつておりますけれども、そこで調査をいたしても大体そういうふうな結論に達しているわけでございますが、ただそれでは存立の基盤があるけれども、そういう零細企業が経営が安定しておるか、あるいは生産性が低いかどうかという問題につきましては、必ずしもそうではないわけでございます。だから、まず第一の問題は、そういう零細企業層につきましては、経営の合理化をやらなければならぬ。帳簿も何もつけてないような人たちもおるわけでありまして、そういうことでは金も借りられないわけでありまして、まず第一に経営の合理化あたりから進めていかなければならぬと考えておるわけでございます。

○中谷委員 この問題はまた日を改めます。というのは、私が申したかったのは、たとえば町の荒物屋さんとか、あるいは雑貨屋さんとか、そういうのが一体将来どうなっていくのだからかというふうな点についてお答えをいただきたい。自分で考えてみても、これはなかなか結論も出ませんし、対策も立たない。おそらく中小企業庁もそういうことを聞かれて困るだろう、こう思つて、私自身、こうすべきだといふのがないわけでは。この点についての長官の御答弁は、ちよつと私のお聞きしたことは違ふように思ひますけれども、問題は、先へ飛ばしますが、実はこういう問題について、これは資料の出所だけをひとつまず最初に明確にしたいだきたいのです。が、中小企業のうちで最低賃金法を適用している

企業数と適用従業員数については中小企業白書の中に出ております。この資料はどうも私が調べた資料と若干違ふ点がある。したがひまして、この点については、中小企業白書の資料の出所はどこのか、この問題について私、関心がありますので、その点を説明員の方からでも御答弁をいただきたい。

○影山政府委員 出所につきましては後ほどお答えいたします。

○中谷委員 じゃ、あとで資料をいただきたいと思ひます。

この点については明確に申し上げておきますが、最低賃金法というもののついてかなり私自身は批判を持つておるわけですが、この点についてひとつ資料の出所を明確にしたいだきたい。

じゃ、こういうことをお尋ねします。最低賃金制の実施をされている、その最も多い業種、それから少ない業種、これをひとつ色分けをして簡単に御答弁をいただきたいと思ひます。

○影山政府委員 適用者数から申し上げますと、繊維が九十四万八千人でございます。それから金属機械が百五十五万九千人でございます。これも多いほうでございます。サービス業が六十七万六千人、少ないのは、木材木製品が五十三万四千人で多いのですが、家具装飾品になりますと九万八千人、それからゴム製品等が一万八、皮革関係が一万四千、そういうふうな状態でございます。

○中谷委員 そうすると、いま御答弁になった中では、最も最低賃金法によるそういう業種がないという業種もだいたいあるということでございます。じゃ、その点についてもまたあらためてお尋ねすることにいたします。

次に、この点はひとつ私は政務次官からお答えをいただきたいと思ひます。

昨日も特定繊維工業の構造改善についてずいぶん問題になりましたが、要するに綿、スフ、絹、人絹、そういう繊維業、こういうものが対象になつておる。ところがメリヤス、染色整理業、こ

ういうようなものは対象になつてないわけでございます。

それで、次官から御答弁いただく前に、政府委員のほうからひとつ御答弁いただきたいと思ひます。けれども、そのメリヤスにしろ、染色整理業にしろ、いわゆるそういう緊迫性というか、緊急性というか、私は綿、スフ、絹、人絹というふうなものとは異なるのではないと思ふのです。業界の状態は私非常なものだと思ふのです。そういうふうなものについて対象外となつておる。この点については、政府のほうでは一体どういふふうにお考えになつておるのか。これはメリヤスとか染色整理業というもののについて対象外になつたことはたいへん残念だという声は非常に強いと思ふのですが、この点について、ぜひともひとつ政府委員のほうから御答弁をいただきたい、あとで次官のほうから御答弁をいただきたい。

○乙竹政府委員 お答え申し上げます。数字をまず最初に若干申し上げますが、繊維工業を一〇〇といはしますと、紡績業、綿糸製造業が構成比で二六％、織物業が一九・五％、それから繊維二次製品製造業が一二・四％、化学繊維製造業が一五・五％に続きまして、いま御指摘の染色整理業が一・四％、メリヤス製造業が八・九％という比率を占めておるわけでございます。これは付加価値額の比率でございます。御指摘のように非常に重要な業種でございます。重要な業種であるばかりでなく、非常に問題解決しなければならぬ緊迫性を持っております。メリヤス製造業につきましては、縦メリ、横メリ、まる編み等いろいろのメリヤスがございますし、また手袋業等もござい

ますが、主として零細中小企業によつて構成をされておまして、特に後進国の追い上げが非常にきつものであると思ひます。これは問題として非常に緊迫性を持っております。それから染色整理業につきましては、これは繊維の中では比較的化学工業に近い業種でございます。製造工程等も非常に複雑である。したがつて後進国よりもむしろ先進国に近いものでございするが、わが国の織

維産業が後進国の追い上げに対して対処いたしたために、製品の高度化をはかつてまいらねばならないという場合に、染色整理業というのは一番大事なお化粧品産業でございます。御指摘のとおり、わが国の繊維産業をこれから付加価値を増し、先進国化するために絶対必要なのであるという意味におきまして緊迫性を持っております。御指摘のとおりでございます。重要性を持ち、かつ緊迫性を持っております。重要ですが、今回の政府原案の構造改善の立法の中から省きましたのは、現在の対象にしております紡績業とそれから織物業、この織物業が二つになりますので三種でございますが、織物だけでも実は五年間で千三百億の金が必要。そのうち約七割は政府及び府県に依存するというふうな、国及び地方公共団体としては非常に集中的な傾斜をした支援措置を考へておるわけでございます。この場合に非常に大事と思ひますのは、業界の問題が緊迫性を加えており、かつ業種として重要であるだけでなく、業界の熱意がどれだけ高まつておるかということ。業界の熱意と申しますのは、ただ単に主観的な気分だけではございせんので、その熱意は、どういふふうな自主的に業界が責任を持つて解決しようという知恵を出すかということに伴つての熱意でございます。この熱意がどの程度メリヤス業、染色整理業について固まつておるかという点が実は問題になつたわけでございます。この点につきましては、綿紡績業でございますとか織物二業種は問題が非常に古くはつきり露呈されております。

「委員長退席、小川(平)委員長代理着席」

また解決の手法も相当明確になつてきておる、こういう点でまず初年度三種を取り上げた、こういうことでございます。

○中谷委員 次官の御答弁をいただく前に、もう一度政府委員から御答弁をいただきたいと思ひます。

メリヤス、染色整理業、いわゆるそういう問題業種についても緊迫性がある。ただ、業界の熱

じ上げましたように、製造業で生業的な形態を営んでおると認められる従業員三人以下の企業数につきまして二十一万五千、それから小売り業につきまして従業員二人以下のもの、これが九十一万七千というところでございます。

○中谷委員　資料の関係で恐縮ですが、私この問題については日を改めてお聞きしたいと思いますが、問題は私ほっと下のところを考えているのです。従業員三人以下、あるいは小売り業で従業員二人以下というのじゃなしに、むしろ従業員ゼロあるいはせいぜいでっちさんが一人というふうな、まさに文字とおり生業的業態といえますか、

そういうふうなものの数を私は知りたい。現にそのようなものがどんなにかつこうで将来見通しがどうなるのか。先ほど存立基盤がないことはないのだと、こうおっしゃったけれども、私の実感としては、全然とにかく品物を買いに来ませんよというふうな話がある。こういう生業的業態のものに対する施策、これはもうとにかく施策が立てにくいことは私よくわかります。国民金融公庫、こう言つたつて、それが直ちに施策になるとは私は思いませんけれども、また現に人口は流動し、移動

していくこと、購買者の数がそのようなかつこうで減っていくこと、あるいはそういう商売をやっている人が過疎、過密問題の中の過疎地帯におけるそういう業態の人が買いに来る人がおらないからといって不服も言えないという問題もわかりますけれども、だからといって、これをほっておくべき問題じゃないと思う。

〔小川（平）委員長代理退席、河本委員長代理着席〕

そういう問題について、いまおっしゃった製造業

で三人以下、あるいは従業員で二人以下というの
 じゃなしに、もう少し低いところの資料について
 ひとつ御整備をいただきたいと思ひます。そうい
 うような問題について、生業的業態について、そ
 ういうふうなものの対策、措置をいかにすべきか
 ということについて、私日を改めてお尋ねをいた
 したいと思うわけです。これはひとつお願いをい

たしておきます。

○**影山政府委員** 資料につきましては、早急に調査をいたしてみたいと思います。またそういう生業層につきましても、対策につきましても、私どもも非常に悩んでおる問題でもございしますので、むしろ先生にも教えていただきたいと考えておるわけであります。

○**中谷委員** 終わります。

○**河本委員長代理** 小山市二君。

○**小山(省)委員** ただいま審議を行なっております振興事業団法は、わが国の中小企業の画期的な構造改善をはかるための中心政策であり、今日第二の黒船だといわれております開放体制を迎えまして、国際競争力を身につけねばならないときに、現内閣がこの政策にかける情熱も、また業界がこの考え方に期待する点も、ともに非常に大きなものがあると思っております。しかしながら、反面にまた学界や専門家の間では、必ずしもこの考え方に對して支持できない、相当批判的な声も耳にいたしておるわけであります。その一つであろうと思うのでありますが、去る五月の十七日に参議院の予算の公聴会で加藤公述人がいろいろこの中小企業対策について述べられております。私も速記録を見まして、傾聴に値する考え方だといふふうに実は思っておったわけでございしますが、こまかいことは相当広範にわたって述べておりますが、大体要旨としては、現在の中小企業の集約化、協業化を通して近代化政策が進められておるが、規模の拡大不能の企業にとっては、むしろこういう政策から切り捨てられる可能性がある、また労働集約的な性格の強い企業もあって、必ずしも小規模企業に効果があるとは言えない、このような近代化政策は中小企業の階層分解を引き起こすようになる憂いがある、注意をしなければならぬと、概要そんなふうないろいろこまかい点を述べておる。もちろん次官も長官も、予算の公聴会のことでありまして、おそらく御存じのはずだろうと思うのですが、こういう考え方に對しまして通産当局がどのようにお考えになっておる

か、その辺の考え方をちょっとお知らせいただきたい。

○**宇野政府委員** いま小山委員申されましたとおり、いろいろと批判はあろうとは存じます。ということとは、中小企業という把握が、平易なことばで申し上げますと、ピンからキリまでございしますから、必ずしも労働集約的な傾向を、さらに資本集約的な方向にもっていったほうがいいじゃないかという考え方が、全般に及ぶとは私も考えておらない次第でございします。しかしながら、今日の全産業に占める中小企業の位置という問題から考えましたならば、やはり先般来より、いろいろと内外の情勢によりまして、それに抗すべく、さらにそれに先行するような態勢をとることが必要である、こういうような考え方から、どういたしまして、業種、業態ごとに細密なる調査をいたしまして、とにかく集中的な施策を講ずることが必要ではないか、さような意味合いでここに御審議を願っております振興事業団法も出されておりますので、いろいろと御批判はございしましょうが、私どもといたしましては十二分にその点もあわせ考えまして、今後緻密な計画のもとに緻密な政策を強力に実行したい、かように考えておる次第でございします。

○**小山(省)委員** そこで私お尋ねいたしたいことは、一体中小企業対策というものを経済政策の面から考えてみることに至当であるか、あるいはある程度社会政策的な面から取り上げてみたらいいか、こういう中小企業対策に取組む姿勢の問題があると思っております。わが国におきましては、従来から経済政策と社会政策的な、つまり混合方式といえますか、両方を織り混ぜたような考え方がとられておるようなことでございしました。しかしながら、この基本法がつくられて以来、一貫した立法の趣旨というものは、主として経済政策的な見地に立っていろいろな施策が講ぜられておるようには私どもも見るのでございします。外国のようないろいろ聞いてみますと、同様にやはり経済政策的な立場に立っていろいろな中小企

業対策が打ち出されておるわけでありまして、しかしこれにはそれを立案する前提条件があるわけ

です。いわゆる経済環境というものが非常によく整備されておるに、大企業であろうが中小企業であろうが、同様な条件の上に立って正当な競争ができるという、こういう環境の上に立って一連の施策が進められておるわけでありまして、私は経済政策的な見地に立ってのいろいろな立法が行なわれて当然だといふふうに考えておる。しかしわが国の実情を見ますと、はたしてこのような環境整備が行なわれておるか、公正な競争ができるという見地に立って、中小企業の立場というものが、経済活動ができるようになっておるか、こういう点を考えてみますと、必ずしも経済政策的な立場から指導が行なわれるということとは、適切な指導方針と断言できないような面があるわけ

です。こういう面でも今度の事業団法が立法化されて、そういう考え方というものは全然見えてないのかどうか。たとえば経済政策的な面でも今後この事業団の事業活動というものを進めていくとなれば、この事業団によって救済され、この施策の恩恵を受ける業界はいくらでも、そういう業界以外の業界というものは、一体何によってみずから生きていくとするか、そういう面の不安というものが一部の人のあるわけですから、そういう点で長官、ひとつ今後どういふふうなお考えで対処されようとするか、お聞かせをいただきたい。

○**影山政府委員** 中小企業政策の姿勢でございしますが、よく中小企業政策は経済政策と社会政策を切り離して、小規模零細のほうは社会政策にまかせたらいけないかというふうな意見があるわけではございしますけれども、先生御承知のように、日本の社会保障制度というものはまだ不十分でございします。そういう点から、中小企業対策のうちで社会保障制度に全部まかせてしまおうということでは割り切るわけにはいかないのでございします。やはり中小企業対策をやります場合には、社会政策的な見地を含めながら、加味しながらこれをやっていくというのが基本的な姿勢でございします。中小企業対策自体が普通一般の経済政策よりも特別な対策が行なわれ、国民金融公庫等も設けられておるといふようなことを考えますと、これはまさに社会政策的な見地からの施策であるということもいえるわけではございします。どうも日本の中小企業対策が経済政策だけに片寄っておるといふような批判が行なわれておるといいたしますならば、それは誤解ではないかといふふうに私もは考えておるのでございします。したがって、先生御指摘の環境整備等につきましては、下請代金の支払い遅延防止関係、官公需の確保の問題あるいは国民金融公庫、中小公庫等につきましても、金融が受けやすいような環境を整備することも一つの方法ではないか。あるいは小規模事業対策も環境整備の一つの方法ではないかと思ひます。また振興事業団を運用していきまします場合におきましても、小規模事業者ができる限り協業化の方向に進めていくというような事業を對象といたしまして、社会政策的な見地もそういう点からは十分に加味して行なっておると言っているかと思ひるのでございします。

○**小山(省)委員** 確かにいまお答えになられたように、わが国においても、おそまきではあります

どうかということになると、一応制度としては、多少社会政策的な意味を兼ねた制度はできておりますが、実際面になりますと、これははなはだ不十分といわざるを得ないと私は思うのです。

〔河本委員長代理退席、委員長着席〕

そういう立場から考えまして、そういう一連の近代化政策あるいは振興事業団のような仕事が進められる反面、いうならばそういう恩恵に浴しにくい業界というものを救済する政策というものが並行的に行なわれたいと、そこには私はいろいろの問題が必ず派生する要因というものをつくっていくのではないかと考えております。

したがって、振興事業団そのものが強化される反面、またその仕事の量が拡大されれば拡大されるほど、そういう補助的な政策、社会政策的な施策というものがさらに必要度を増してくるというふうに考えておるのですが、将来そういう面に対してどういうふうな対策をお立てになるお考えがあるか。

○影山政府委員

できるだけこの事業団の対象に小規模事業者も加えていきたいということですが、ただ、それに乗り得ないような小規模事業者もあるわけでございます。今後ともそういう層につきましては、施策の充実をはかり、また環境整備も先生御指摘のようないろいろな問題点があるわけでございますから、一々これを解決していきたいというふうに考えておるわけでございます。

○小山(省)委員

大体当局のお考えは、ある程度われわれも理解できるわけでありまして、それでもう少しこの振興事業団の仕事の内容についてお尋ねしてみたいと思うのですが、わが国の中小企業政策の主要的な考え方はいわゆる近代化政策でありまして、いうならば個別企業における設備の近代化、それから共同化あるいは集団化、さらにはただいま取り上げられておるような協業組合制度、こういう一連の政策というものがだんだん強化してまいりますと、私はその政策に乗る、要するにその政策の恩恵に浴する企業と浴し得ない

企業との一つの格差といえますか、そういうものが非常に開いてくる。大企業と中小企業の格差というところが、一種の社会問題になると同じように、そういう面から比較的政策の恩恵に浴し得られるような企業だけは、その恩恵によつてかなり合理化され、近代化される。しかし浴し得ない企業というものが勢い取り残される。いうならば、そういう企業が切り捨てられるような立場に追い込まれるということになると、ここにまた第二の中小企業の中における格差の問題ということが当然発生してくるのではないかという考え方を持っておるわけですか。こういう将来起こり得る中小企業の内部における派生問題、そういう問題が起る可能性がないとお考えになっておるか、将来起こり得る場合に対しては、さらに第二、第三の対策を立てて救済しなければならぬというふうなお考えを持っておるか、そういう点について長官の見通しをお尋ねしたい。

○影山政府委員

先生御承知のように、中小企業をめぐる環境というのは非常にきびしくなつていくわけでございますので、現在やつておるところの近代化あるいは協業化、共同化の施策を強力に進めていかねばいけません。中小企業全体が、大企業あるいは国際競争力から見れば落伍していくということになりますので、現在の近代化施策はこれを強力に進めてまいる所存でございます。その間におきまして中小企業の間には格差が生じてくるおそれもあるわけでございますが、そういう格差の生じないようには小規模事業者につきましても指導をしながら、取り残される層につきましても指導をしながら、あるいはそういう人たちの経営管理、合理化の底上げをいたしながら、すべてをこれはわれわれの施策のほうへ乗せていくという方向で進めていきたいというふうに考えておるわけでございます。

○小山(省)委員

まあ考え方としては、確かに長官がいま御答弁になったような考え方でいかなければならないと思ひます。しかし実際問題として、

そういうふうな集団化、協業化、共同化が行なえる企業とおのずから困難な企業というものがあつて、救つてやりたい、またそういう政策の中に入れてできるだけ指導してやりたいという考えは、それは確かに持ちたいと思ふ。しかし、これは政府の施策だけで一方的にその政策の中へ入れるというわけにはいかないわけでありまして、業界自体の考えもあるでしょうし、また実際にそういうことが事実上困難な企業もあるわけでありまして、当然私はそこにはそういう大きな格差が自然の間に生じてくると思ふのです。また事実上零細企業にとつてはなかなか、そういう資金の面からいっても、相当自己負担をしなければならぬ。また二重投資の形にもなるわけですが、また現在のところ、そういうあと地の買上げとか、いろいろそういう点まで、東京都のような場合においては多少予算化されておりますが、全国的に見た場合においては、なかなかそこまで行き届いておらぬわけですから、いろいろな角度から見ても、なかなかその政策に追従できない企業というものも、救つてやろうという考えはそれは確かに当局ではお持ちだろうと思ふけれども、実際には困難である。したがって、逐年この政策が拡大される強化されていくと、いつしかそういう系列に乗れない企業と、そういう恩恵に浴する企業との間に、いま言ったような格差が生じてくるわけですが、格差の程度であれば問題ないですが、むしろそういう企業が倒産、破産に追い込まれる危険性がないとは私はいえぬと思ふのです。したがって、何らかややはりそういう一連の近代化政策を進める場合においては、別個な方法として、いわゆる社会政策的な意味を多分に加味したそういう政策というものが並行的に行なわれたい限り、均斉のとれた中小企業対策というわけにはいかないと思ふのです。日本の国が社会保障制度が非常に進んでいて、中小企業もある程度老後の生活が社会保障によつて保障されておるといふような立場に立つておる場合においては別ですが、そうでない今日の日本の業界の実態を見ると、私はやはりそ

こにまつ不安というものが必ず業界の中にあると思ふ。そういう点で、もう少し将来を見通して政策の立案というものをいまから考えてほしいと私は思うのですが、そういう点についても一度ひとつお考えを聞かしていただきたい。

○影山政府委員

先生御指摘のとおりでございます。これは中小企業振興事業団を大きな旗にしようとして、構造改善をやろうということを進めておるわけでございますが、何でもかでも協業化で片づく問題ではないこともまた事実でございます。あとに残されるところの、あるいは個別企業単位の近代化で十分適応しているものもあり、あるいは個別企業、零細企業対策として施策を講じていかなければならぬ層ももちろんあるわけでございます。今度振興事業団をつくりまして、昨年度までに小規模零細企業対策というものをある程度充実を一応いたしたわけでございます。先生も御承知のように、設備近代化補助金は従来からやつておりますが、それに加えて機械類の貸与制度、それから共同工場の貸与制度、それから無担保無保証の制度、あるいは無担保保険の制度、それから、もちろんその基礎になりますところの商工会、商工会議所あるいは中央会を中心としての小規模事業者の指導対策というふうに、いろいろとまず小規模事業者対策、個別企業対策というものを一応の充実をいたした上で、そこでその上に事業団というものを今回設立することにいたしましたわけでございます。さらにその振興事業団が対象といたしますところの協業化施策を進めていく過程におきまして、また、両者の間の乖離、矛盾が生じたならば、その点につきましてはさらに対策を講じていくということにいたさなければいけないわけでございます。先生御指摘のように、今後ともそういう点には十分配慮をいたしまして施策を進めていきたいというふうに考えるわけでございます。

○小山(省)委員

今日の段階においてそこまで立法化を進めるといふことは確かに困難であろうと

今日の日

ころか、むしろ増加しておるというような遺憾な結果が出ておるわけです。私は、いま高度化政策、協業化政策というものが強力に進行しておる過程の中に、小零細企業の中には相当悲惨な形において倒産、破産というような最悪の事態にいつている企業が非常に多いということを承知しておるわけです。それはもう、逐年の経済取引の中においてそういうことがいろんな形で出ておるのです。たとえば商取引の中で手形サイトというものが一体どういう方向をとっておるか。年とともにこれが延びているのですね。従来ある程度の現金支払いをしたようなところでも、今日ほとんど現金で支払いをするというようなところはないわけです。六十日の手形がいつしか百日になり、百二十日になり、百八十日になる。これは何も下請関係だけじゃないのです。商取引の面において、非常にそういう一方的な、支払うという有利な立場から、そういう条件を強制しておる。たとえば百貨店のように現金で売っていても、これは実際に支払うということになると相当長期な手形で払っておる。こういういわゆる中小企業、ことに小零細企業を取り巻く周辺環境というものが悪化し

それから、しばしば質問に立たれる方が、公団、公社の整理統合ということを言っておりまして、私はそういう考え方そのものは大いにけっこうだろうと思うのです。しかし、今日の振興事業団はむしろそういう精神を加味して、指導センターあるいは高度化資金というものを統合しておるから、趣旨としては別にそういう考え方からはずれておるとは思わぬですが、むしろこの振興事業団を一そう強固なものにし、またその文字が示すとおり、中小企業の振興に大いに役立つためにさらにこの振興事業団をもっと強化し、他のいろいろな投資育成会社であるとか、あるいは近代化資金関係であるとか、あるいは小規模企業共済事業団とか、そういう一連の事業団をできるだけ整理統合して、可能な範囲はこの振興事業団の中に包含して、これが中小企業対策の最も大きな柱として強力な力を發揮してもらえるように、今後この振興事業団の強化策についてひとつ一段と御検討を願いたいというふうに考えておるわけでありますが、この考え方について、幸い大臣がお見えになりましたから、どんなお考えでありますか、お聞かせをいただきたいと思います。

ておるのです。こういう環境を一日も早く整備してやらぬと、これは相当長期にわたって放任できないのですね、非常に脆弱な業界ですから。ですから、政府が本腰を入れて近代化政策、高度化政策、そういう政策を進める反面に、やはりそういう零細業者というものの立場に立って一連の社会政策的な施策を進めませんと、これはあまり時間をかけて放置することが許されない立場にある、こういうことを十分ひつと長官、お考えいただきたい、今日直ちにわれわれはそういう施策を要求します。

るわけでありませんが、少なくとも将来この振興事業団の仕事というのは強化されこそすれ、後ざいまずので、ぜひひとつそういう方向で今後お

ことが述べられたわけです。五兆予算から見ますと、本年度は中小企業対策というものが相当強化された、増額されたと言っても、なおかつ三百五十億程度でありまして、要するに国家予算全体から見ますと一兆にも及ばないという、私どもから見るとたいへん不満な中小企業対策費であります。そのわずかな対策費の中で多額の不用額が出るというようなことは一体どこに原因があるのか、こういう点でひとつ直接の担当である長官からその考え方を聞かしてもらいたい。

わけてあります。もともと十分な資金を持たない中小企業の関係者が新しい団地を造成し、そこに新たな資本を投下するということになりました。できるだけ自己資金を調達するために、不要になったそういう資産というものをできるだけ早く有利に償却したい、こういう考え方になることはもう経営者としてはあたりまえのことだと思えます。しかし建設する面については、いろいろとと

○影山政府委員 中小企業高度化資金関係におきまして不用額が出ておるわけでございますが、この不用額が出ました原因は、一つはやはり経済情勢が非常に不況でございましたので、その不況時におきまして工事計画等がなかなか進みにくい状況でありましたということになるわけでございまして、それが最大の原因であったと考えております。それと同時に、先生御承知のように、中小企業者を團結させてこういう大事業に向かって進ませるということは非常にたいへんな仕事でございまず。そういう点の指導等につきましても、まだ不十分な点があったんではないかと思うわけでございます。

といいますか事後処理といいますか、そういう問題に対しては比較的等閑視され、仏つくって魂入れず、せつかくそこまで指導してやろう、新しい団地もつくってやろうということろまでいった以上は、やはりあと地の処理についても何らかの形で明確にその処理がはかれるという安心感が持てるように、そういう対策というものがこの振興事業団を創設するに当たって当然必要な考え方だろうというふうに私は思っておるわけであります。これらの問題についてはどうお考えになつておられますか、その点をひとつお伺いしたいと思います。

だしまして、今度の振興事業団をつくりますにつ
きまして、そういう反省のもとに、指導、事業
も十分行なっていくということを考えておるわけ
でございます。

○小山公使委員 たしかに日本経済の中におきま
す景気の変動その他によって事業の遂行というも
のが困難なことは、われわれもよく理解できるわ
けでございます。しかし一たん予算化されました
以上は、やはりこの予算を忠実に消化するという
ことはお互いの義務でもありますので、今後日本
経済の前途というものはかり知れない、あるい
は将来どのような不況が来るかわからぬ、そうい

○影山政府委員 先生御承知のように、あと地の
買い上げについての要望も非常に強いわけであり
まして、振興事業団を考えます場合にもその点を
考慮いたしたわけでございます。まず東京都等
とあと地の買い上げ等もやっておられるわけでござ
います。その実態等もいろいろお話を聞いてみ
ますと、なかなか問題も多いようであります。そ
ういう点も十分検討いたしまして、これからの検
討項目にさせていただきたいと考えるわけでござ
います。ただ、それではあと地の買い上げがで
きないことによつて受ける影響はどういうふう
にしてこれの対策を講ずるのかということござい

ますが、結局のところ、あと地を処分するという事は、そのあと地を処分することによって資金を確保するということになるわけでございます。必要資金を確保してあげることにつきましては、これは事業団の融資比率を高めましたし、あるいは商工中金等も協調融資をしてもらうという事になっております。そういう面でも融資の面の手当では十分してやれるという事になっております。あと地の買い上げの問題は今後の問題、こう思ひまして検討させていただきたいと思っております。

○小山(省)委員 いろいろ資金面について御配慮いただいておりますことはたいへんけっこうなことだと思ひますが、事業をやる者にとりまして、金利負担もそう軽視できるものではないわけですが、したがって、融資が受けられるからといって、そのものにいつまでも依存しているというわけにはいかないわけでありまして、できるだけ自己資金を調達するということが最善の方法であります。したがって、将来振興事業団が強化されていきます過程においては、どうしてもそういう問題がいろいろ事業計画を進める上での大きな一つのめどになってくる。したがって、単に資金調達という面ばかりでなく、これからそういう施策に協力しようという、そういう計画を立てる一つの前提としてこの問題はあくまでも解決してやらなければならぬ問題だということに考えております。将来振興事業団の資金関係に余力ができるような、あるいは別な面で調達が可能なというような場合におきましては、ぜひこのあと地の買い上げという事を事業団の一つの仕事としてつけ加えてもらうという方向で御善処願ひたいと思ひます。

あるいは商工債券の発行に支障を来たすのではないかと、あるいは民間資金を圧迫するのではないかと、あるいは中小企業公庫の債券発行については業界の中でも異論があったわけでありまして、私は、この振興事業団が債券を発行する、今年には確かに五十八億程度でありますから、そうさしたた問題になるようなことはないと思ひます、ないと思ひますが、ここに一つの道が開かれるという事になると、大蔵当局はややもすると今後の資金源をそういう面に転嫁しよう、そういう危険性が多分にあるわけですが、そういうことは単に資金を得ればよいということではなく、もうすでに今日の振興事業団の実態の中におきましては当初の構想からかなり後退しておる面がある。たとえば融資の比率なども当初八〇%を予定しておった、それが六五%に後退した。あるいは資金源の一部を事業団債に譲る、われわれとしてはこういうようないろいろな不満の結果を招来しておる。しかしこの事業団を発足させなければならぬ、こういう考え方が優先しておった関係上、そういう問題をいって取り上げることによって流産してはならぬというので、実はわれわれも今日までそういう不利な条件を忍んできたわけでありまして、しかしここに道が開かれた以上は、将来そういうことがないとは考えられない。したがって、そういう点で何か大蔵当局と十分確約をとつてあるか、事前に話し合つて、そういうことのないような確約がとつてあるのかどうか、そういう点につきまして、また将来この事業団債の発行というものをどうお考えになっておるか、ひとつその辺をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○影山政府委員 私どももこの政府保証債を発行するということは当初考えていなかったわけですが、いままで、資金運用部資金等の財投の要求をいたしておたわけでございますが、これは事業団そのものの設立ということが最後までもみにもまして、まあ時間切れというようなかっこうで、財投資金を投入するところまではいかなくつたわけでございますけれども、この事業団法の第二十七条で政府保証債の発行ができるという規定があるわけでございますが、一方におきまして資金運用部資金法の第七條におきまして、こういう債券発行規定がある事業団につきましては資金運用部資金の借入れが適格になるということになっておりますので、これは財投借入れの道が開かれておるといふことになっておるわけでございます。今後その財投借入れをやつていくという方向で進んでいきたいと思ひます。

○小山(省)委員 いろいろそういう点でもう少し突っ込んだあれをお聞きしたいのですが、もう時間がきたという話でありますから、問題を少しよつて、もう幾つかお尋ねしたいと思ひます。二つの府県にまたがった事業所で一つの団地をつくるというようなことが将来起こり得ると思ひます。振興事業団は業務の大半というものを都道府県に委任するわけですが、そういう対象事業所が二つの府県にまたがった場合、団地そのものはいずれかの府県に所属すると思ひますが、対象事業所が違つておる、こういう場合におけるところの事業というものは一体どこが責任を持つて処理することになるか、その辺、ちよつとまかいかもしれないが、一応お聞きしておきたいと思ひます。

○影山政府委員 そういうケースにおきましては、関係都道府県からも必要な資金の一部を事業団のほうへ繰り入れまして、事業団自体の仕事、直接事業といたしまして商工中金を窓口として事業を行なつていくことになっております。○小山(省)委員 そうすると、事業団が直接指導監督に当たつてやる、こういうことになるわけですね。それから、いろいろ長い期間たちますと、成功する例もあるでしょうし、失敗する例も出てくると思ひます。そういう場合に回収がなかなか円滑に行ない得ないということが当然出てくる。そういう場合に、今度の事業団の助成の比率を見ますと、地方の府県で二五%、事業団が四〇%、こ

ういうことになるわけです。直接指導に当たり、事務を委任を受けておる都道府県が当然責任を持つということになるわけですが、それは都道府県が出資した分だけ責任を持つのか、国の出しておる、いわゆる事業団の分も都道府県が責任を持つて返済をしなければならぬのか、その辺はどういうことになっておりますか。

○影山政府委員 第一義的には都道府県が責任を持って回収に努力してもらわなければいけないわけですが、そういう分担区分に従つて責任を負担するということになると思ひます。○小山(省)委員 それから今度の事業団では、繊維関係の構造改善に関する仕事もあわせてこの事業団が行なうという事になるわけでありまして、去る六月一日、これは日経ですが、「立ち直りはつきり綿紡十社」一経常で八割もの増益というように、大きく綿紡各社の急速な経営の立ち直りを報じておるわけでありまして、たいへんな利益が綿紡各社から出ておるといふような経理状態だということ、いまの計画されたような精緻機の破壊といふことは、はたしてこのような過程の中でも従来の計画どおり遂行するのか、将来このような状態が続いても、政府はそういう景気の推移のいかんにかかわらず既定計画どおり進めよう、こういうお考えであるのか、将来実情に合わせて計画に多少の変更もあり得るといふ考えであるのか、その辺簡単でけっこうです。一言見通しについてお願ひしたい。○影山政府委員 紡績関係につきましては、直接の所管ではございませんで、中小企業関係からは考えなければいけないわけですが、短期的に、景気がいいからといって構造問題が解決されるという問題でもございませんで、長期的な視野から考えていきたいというふうな考えでおります。○小山(省)委員 時間がありませんから質問をはしりまして、いろいろあとお聞きしたい点もありますが、省略いたします。

いま一つだけ最後にちょっとお聞きしておきたいと思いますが、今回零細企業業界に対して機械貸与制度、昨年の予算から見ますと二億ほど増額をされておられるわけでありまして、したがって、予算規模そのものがこの考え方の上に立って逐年拡大をされてまいりますならば、この恩恵に逐次浴していくのではなからうかと私は思うのでありますが、いずれにしても、二十人以上の事業対象者の工場が四十数万といわれておる。そういう中でかりに四億八千万あったとしても、これは五十万くらいの機械を貸与するとすれば千工場ということになるわけです。したがって、日暮れて道遠しの感が深いわけです。私は中小企業関係の予算の増加の比率については決してどうこうはないのですが、全体的な考え方として、中小企業に対する認識というものが、大蔵省の考え方というものは非常に低いような感じを持つのです。さっきお話ししましたとおり、今日の日本の中小企業の構造改善という大きな仕事をこれから果たしていくというのに、国の予算規模の五兆億というものから見れば一割に満たない三百五十億程度、しかもそれは最大限の好意を示した、配慮を示した、こういう形の上に立って初めてこの程度の予算であります。したがって、今日まで業界の中からどうしても中小企業省を設置しろ、専任の大臣を置けというようなことは、こうした一連の不満のあらわれである、私は別な形においてそういう考え方になってくるであろうと思うのです。したがって、機械貸与制度そのものは本年度予算の上から見ると倍額に近い増額は示されており、私が先ほどお話し申し上げましたとおり、今度の構造改善事業に乗り得ない、振興事業団の指導の対象からややもすればはじかれるような、そういう企業にとっては、この機械貸与制度というのはまさに社会政策的な意味を含んだ一つの恩恵的な施策であるというふうに考えております。したがって、これが去年二億八千万のものがことし二億ふえたからといって、これで事足りるというお考えであつてはたいへんだと思うのです。少なく

ともこの仕事は将来十億なり二十億なり相当大幅にひとつ増額をして、そういう施策から漏れる業者をこつと面から救済をしていくんだという熱意のある態度で今後の施策にひとつ取り組んでいただきたいと強く要望いたしまして、時間でございますから質問を終わります。

○島村委員長 塚本三郎君。

○塚本委員 幸い大臣がおいでになりましたから、最初にお伺いしたいと思ひます。

先ほど大臣の御答弁では、この振興事業団を中小企業対策の柱にしていく、こういう話でございしましたが、私もこの振興事業団には異論は持つておりません。ただ気にかかりますことは、先ほど中小企業庁長官のほうから、個別企業の施策については、今日まで一応施策を充実させた、それは近代化資金なりあるいは機械貸与制とか、いろいろな施策を講じてきました、一応充実したから、これからはこの振興事業団、こういうふうな御答弁があったやに承つております。しかし、私どもの目から見ると、成果がなかったとは申し上げませんけれども、中小企業者が期待に要望しておりますその希望からしますならば、一応の充実というところまで私はまだいっておられない、さらに大きな力を注いでいただかなければならぬ、こういうふうにお聞きでございます。それから、大臣、その点の御見解はどうでしょうか。

○菅野国務大臣 長官から答弁したので私聞いておりませんが、おそろく中小企業、零細企業についてはいろいろ手を尽してやってきましたが、その上この中小企業の振興事業団をつくつてやるんだという意味だと私は思うのです。いままでいろいろやってきたけれども、それで事足つたとはわれわれも考えていない。この中小企業事業団でその足らざるを補つてやうにしたい、いままで目の届かなかったところへ及ぼしたい、考えておりますから、いままでやってきたいろいろの施策がありますが、それに加ふるにこの中小企業事業団でひとつやうにしていきたい、こう考えておる次第でございます。

○塚本委員 十分だとはおっしゃらなくて、一応充実という表現です。私はそのまますつとそれを速記しておきましたのですが、私は、このことを申し上げるのは、実は長官にそういう心があるものだから、設備近代化資金等について、ちよつと金を事業団のほうへとられたのか、それは知りませんが、見てもみまると、五十二億が若干減つておる。こういう点も、やはり十分だとは言わなければならない、ある程度の施策は講じたんだという腹があるからだと思う。ところが、個別企業に對する育成というものを柱にしてやうにしたい、なぞ足りないところというところならわかるのですが、また大臣も、これが中心の中小企業施策、特に本会議等では、これから事業団ができるからそういう点はどうと、何か商工委員でないところの議員さんが聞いてみると、中小企業振興事業団が何か救いの神のごとく、しろうとかから見ると、本会議の大臣の御答弁は受け取り方がされるやに、そんなすばらしいものなのかとみんな聞いてくるわけです。そういう意味で、実は足りないところを補うという見解であればいいと思うのですが、その点、個別企業の育成という立場から近代化資金が減らされたというのはどういふことでしょうか。

○影山政府委員 設備近代化補助金は、先生御承知のように、国から補助金を県に出しまして県が同額出す。それと同時に、過去十年以上の間貸し付けをやつておりますので、回収金が出てくるわけです。それを総合いたしまして貸し付け計画を立てておるわけでございます。したがって、昭和四十一年度は五十二億の補助金を出しましたが、現段階での貸し付け規模は大抵二百億でございます。これは設備近代化補助金は四十二億五千万と、十億減りましたけれども、現段階での貸し付け額は、回収金が百二十六億もございまして、二百一十一億というふうな貸し付け規模になりました。むしろ貸し付け規模では増加をいたしております。

○塚本委員 それは私も以前お聞きしまして承知しております。

しておるのですけれども、多少増加しておりますが、まだまだ急カーブで、いわゆる資本自由化に備えるためには、いま一番中小企業が望んでおるのは、政府はいろいろなりっぱな施策を講じていたございましたが、直接に中小企業者が最も喜んでおりますのはこの施策だと思つております。これからできる事業団のことはまだこれからのごときでございますが、いままで施された政府の中小企業に対する助成施策については、私はこれが最も望まれておる施策だと思つております。したがって、この自由化に備えて、さらに急カーブでこれをふやしていかねばならぬ。戻つてくるのは、御承知のように五年でこれから戻つてくるのだから、すでに十年たつておるから、戻つてくることはいままでも戻つてきておるはずで、にもかかわらず年々これがふやされていく傾向の中で、自由化を控えたこのときに、実はさらにふやさなければならぬのが、戻つてきた分を計算しますとふやしてお金としては削られておる。このこと自身は、客観的に見るならば、この面では一歩手を引いて、そして事業団のほうに総力を費やした、こういう形にしか受け取れないのですが、違ひい

○影山政府委員 設備近代化補助金制度を通ずるところの施策も、これは一つの大きな柱でございますので、先生御指摘のように、今後とも充実をしていきたいわけでございますが、その前提となる資金計画等を県とも相談をいたしまして、県のほうの要望等もとりながら毎年の計画を立てておるわけでございます。大体この二百一十一億程度の貸し付け規模で、一応県のほうの要望は充足されるというふうなこともありまして、そういうようなことになるわけでございます。この設備近代化補助金につきましては、そういう要望がございしますならば、幾らでもこれを今後も増加をいたしていくつもりにしておるわけでございます。

○塚本委員 そういたしますと、県からの要望があれば、ここに計上の限度額よりもふえても、何

らかの形でこたえ得るだけの余裕を持っておる、そういうふうな受け取ってよろしゅうございませうか。

○影山政府委員 ことは二百一十億というような要望がございましたので、その範囲内で計画をいたしたわけでございますが、来年度以降の計画につきまして、また県のほうがさらに増加してきまして、それに應じていきたいということをお願いしたわけでございます。

○塚本委員 その問題は、私はまだ十分納得はできないのですが、この問題だけであれしておても、先へ進ませていただきます。

中小企業の従業員数、昨日自民党の丹羽委員のほうからの御質問に対して、こまかく、その分野に占めております中小企業が七七〇、そして大企業が二三〇という人員比率の御説明をいただいたわけですが、この七七〇というふうな、いわゆる日本の従業員の中における重い比重を占めておるこの中小企業に対して、先ほど自民党の委員のほうからのお話もあつたように、経済政策よりも社会保障的な関与をしなければならぬような御発言があつたわけですが、私は、ことさらにこの全労働者の七七〇を占めておる、しかも経済の最も土台をなしておるものに対して、なぜ社会保障的なあるいは社会保障といつては言い過ぎかもしれませんが、社会政策的な手を打たなければならぬのか、根本原因がどこにあるのか、あらためて聞いて恐縮でございますけれども、もう少し具体的にその点を長官のほうから御説明いただきたいと思ひます。

○影山政府委員 従業員に対してと申しますよりも、企業自体について中小企業、零細企業、中でも零細企業対策について社会政策的な配慮が必要であるかどうかという問題になつたわけでございます。欧米諸国のようにいわゆる社会保障制度が充実をいたしておりますならば、仕事をやめても、老齢になりまして、年金で隠居をして食っていくわけでございますけれども、日本の現実におきましては、社会保障制度というものが充実

をいたしておりますので、やめましても退職金だけで食っていくわけにはいかない。退職金を元手に小売り商でも始めなければいけないというふうな実情もあるわけでございます。そういう点で、日本の中小企業政策を行なつていきます場合に、そういう零細規模層は社会政策的な社会保障制度にまかせておいて、われわれの中小企業対策の範囲外でいいじゃないかというわけにはまいらない。やはりそういう零細企業の人たちも、私どもがやっておる施策の中に組み込んでいかなければいけない。だから、中小企業対策というのは純粋に経済合理性だけで割り切つた施策にはなり得ないので、社会政策的な見地を含めた経済政策にならざるを得ないということをお願いしたわけでございませうか。

○塚本委員 なぜ経済政策の範囲内だけでいき得ないのでしょうか。まともに働き、そして日本産業を背負つておる業者、従業員がなぜ経済政策の中で太刀打ちができない形になつておるのでしょうか、その点は。

○影山政府委員 経済政策あるいは経済合理性だけでやつていけないということとは、やはり小規模零細層の人たちの経営の基盤というものが、資本主義経済のもとにおける経済合理性に乗つてないような基盤になつておるわけでございます。たとえば卑近な例が、帳簿組織も充実していないというふうなことで、経済合理性のつとつた経営はやっていけないし、また経済合理性のつとつた施策というものは十分乗つていかないわけでございます。だから、商工会、商工会議所等も帳簿のつけ方から、金の借り方から指導をいたしておるような次第でございます。そういうような底上げをいたしまして、経済性に乘つていくようにしてあげなければいけないわけでございます。その部門につきましては純粋な経済政策ではなくて、やはり社会政策的な指導というものが必要であるというところでございませうか。

○塚本委員 そういう経済政策に乘らぬような中小企業が依然としていつまでも生き続けていくと

いうことはどういふことでしょうか。近代化がこれだけやかましくいわれており、そして政府が施策を講ずると講じないにかかわらず、貿易自由化のあらしの中で、そういう経済に太刀打ちできないものは当然何らかの形で転換を余儀なくされておる。今日の農業がいよいよ自然淘汰の形、あるいは政府の施策と相まって農業人口が急激に減りつつある。それと同じように、中小企業も、もし長官が言われるような状態ならば、いいものは生き延びていく、悪いものはどこか転換をするような形で人口あるいはまた企業者が減つていかなければならぬと思うのですが、それが依然として生き続けておるといふことはどういふことでしょうか。

○影山政府委員 それは、日本経済が常に生々発展をいたしております、停滞をいたしてはいないということからくるものと思うわけでございませうが、さらに日本経済の発展のしかたが、生産の迂回度が高まる、あるいは消費生活水準が向上いたしていくということになりますと、零細企業層も存立分野が出てくる。あるいは小売り商等につきましても、先ほどもちよつと中谷先生からも御質問ございましたけれども、そういう小規模零細層が存立し得るといふのは、日本の消費構造というものが非常に地域が狭いということ、やはりその範囲内においては零細企業である小売り商等も存立ができるというふうなことになるわけでございます。

○塚本委員 零細企業はそういう一面があるといふことは私は認めます。ただここで、たとえば大企業はなぜそんなに中小企業、零細企業を下請として使うのでしょうか。

○影山政府委員 下請関係は、やはり社会的分業でございます。社会的分業の観点から、何でもかんでも親企業が全部つくるわけにはいきませんので、下請を使うということになると思ひます。

私は判断しておりますが、どうでしょうか。

○影山政府委員 先生御指摘のとおりの実態ではないかと思つたわけでございまして、先ほど申し上げましたように、生産の迂回度が高まつていきますと、部品一つを取り上げましても、非常にこまかくなつてまいります。それを大企業が、自分の工場で最終的にその部品のまた部品まで全部つくるといふことは、かつて親企業のほうも、経済的な見地から見ましても、自分のところで全部内生産するということとは不適當な場合もあるわけでございます。そこは社会的分業ということ、下請を使うということになるであらうと思つたわけでございませうか。

○塚本委員 長官、遠慮しいしい、そんなに小出しの説明をしておいでになるようですけれども、不適當ではなくて、下請を使つたほうが安くなるのだから、つとめてこのほうに切りかえていくというのが、今日の大企業の姿じゃございませうか。

○影山政府委員 私が申しましたのは一般論、一般原則を申し上げておるわけでございませうが、先生御指摘のような実態があることもまた事実であります。

○塚本委員 私が承知しております範囲ですと、大企業のチャージといひますか、一時間当たりのコストを大体八百円から九百円で大企業は計算しておる。そして、そこに入つていく下請の一人の一時間当たりのコスト、労賃は二百円から二百五十円で計算をしていくわけですが、よろしゅうございませうか。五〇〇分の作業量の場合は、この二つを足して二で割りますと、その会社における全生産コストは四百五十円ないし五百円でできたことになるわけですが、したがつて、この二百円から二百五十円という、小さい下請やそういうものの割合が多ければ多いほど、その会社における生産コストは下がってくる。こういう計算のもとに、どんどんと一般の中小企業を下請の系列に入れて、そして傘下を広げていきつゝ全生産コストを下げていく、これが大企業の今日向かつておる

道だ。こういうのが大勢ではないかと思うが、どうでしょう。

○影山政府委員 従来におきましては、確かにそういう傾向が強かったわけですが、最近の機械工業部品の実態を見てまいりますと、労賃等も上昇いたしますし、あるいは景気の上昇に伴いまして、優良な下請が中心でございませうけれども、むしろ逆選択が起こっております。最近の傾向といたしましては、親企業のほうもそういう下請を育成していくというような見地からの系列化ということも行なっております。これは外資導入の自由化等も起りまして、そういう新しい状態に適応するために、いたずらに下請だけにし寄せをしたかっこうでの系列化というものは、ほんとうの意味の、長い目で見ての自分のところの合理化と近代化にはならないという自覚がだいぶ出てきておるように私は考えておるわけでございしますが、まだまだこれは一部でございまして、大部分はまだまだ先生のおっしゃっているような非近代的な要素が非常に多いということを私も考えておるわけでございします。

○塚本委員 専門家の長官に向かって、私は中小企業下請論争をさしていただこうというつもりでこんなことを申し上げておるのではありませんが、たしか長官先ほどおっしゃったように、優秀な下請を育成していく。しかし大企業はこすいやり方です。それは、何百もあるそういうものを、優秀な下請におまえたが統括せよといつて、その直接結びついておった小さいやつをそこで食いとめて、また二段階下に下げる、こういう形にして、いわゆる責任はおまえたが持てといつて、第一次のそれに並んでおった小さいのはその下にくっつけるという形で、大企業はいわゆるこの監督管理費を少なくするためにこういうことをしておる。この大企業の底意というものとにいま長官が説明された経過が出てきているというふうには私は判断しておるわけです。しかし私がこのことを申し上げておりますことは、このような状

態になりながらなおかつ中小企業者が生きていくということとは、今日の経済界において中小企業の生産の中において果たす役割りは、それは経済ベースの中でも、いわゆる品質と値段とで十分合っており、そういう大企業でつくるよりも中小企業、零細企業でつくったほうが安上がりだといふことがすべてのポイントになっておると私は判断しております。その点はどうか。

○影山政府委員 すべてのポイントになっているかどうか、私は必ずしも先生のお説には同調し得ないわけですが、非常に大きな要素を持つておることは確かだと思ひます。

○塚本委員 そのように日本の経済を背負っております大企業の中における過半数が、そういう形で生産を、中小企業でつくったほうが安上がりなんだ。極端な表現を使いますならば、大企業というのは設計と組み立てとそして販売が大企業の仕事であつて、いわゆる生産のほとんどは中小企業、零細企業が行なつておる。設計図だけばんと渡すだけで、そして販売のベルトへ乗せるというだけが大企業なんだ。これは極端な表現でございしますが、いわゆる製品についてはそれほどまでに中小企業が日本産業のたいへんな部分を背負つておる。しかもそれは大企業が独自に製品化するよりも劣らないだけの製品をつくり、なおかつ安上がりであるからなんだ。確かに長官がおっしゃったような、会計経理の面では大福帳的な面はあります。しかしそんなものは、いわゆる生産そのものについては第二次の部分であると私は思つております。そう考へていきますと、日本経済の柱は中小企業であつて、その中小企業が社会政策的な目でしか扱つておれないとか、あるいは社会政策的な面を大きく加味しなければならぬといふことは、政府自身の経済政策に重大な欠陥がありはしないか。そんなことにお気づきでございますか。

○影山政府委員 たとえば先ほどの下請問題におきまして、下請代金支払遅延等防止法というものがございまして、中小企業の立場を強くしてあげるといふようなこと、これは経済政策ではございせん。むしろ社会政策的な見地からの環境整備といふこともあつてございまして、そういうふうなこともやつて、できるだけ経済ベース、経済合理性のつとつた中小企業の運営ができるというところにもつていってあげるといふのが最終の目的でございまして、これは社会政策だからあるいは経済政策だからという割り切り方でのことを考えるわけには、まだまだ日本の実情はいかないのじゃないかというように考えるわけでございします。

○塚本委員 これはほんとうは公取の委員長にお尋ねするのが一番いいのでございしますが、先日一時間ほどお尋ねしたばかりでございしますから、あえて大臣に御質問申し上げますが、今日デパートの中で売られております製品で、たとえば、例を出して迷惑になるかもしれませんが、しかし具体的に申し上げないとわからぬから申し上げるのでありますが、電気冷蔵庫、全く同じ製品であつて、片一方は日立のマークがついておられます。片一方は三洋のマークがついておられます。全く同じ製品で、製造元は全く同じでございします。これが両方違つたマークがついて売られておるわけでございします。あるいはまたお酒などで、月桂冠というお酒、もうこれは常識になつております。その会社でつくつたものはわずかであつて、中小のメーカーの売れ残りを集めてきて、売れ残りといふ言い方、これも聞かるとしかられますけれども、とにかく販売の過剰したもの、それを集めてきて、そしてとにかく月桂冠というレッテルを張つて売られておつて、あそここの会社独自のものは半分に満たないといふことは、通の人たちの常識になつております。そういうことは、いろいろ取り立ててみますときに、まだまだたくさん出てきております。その点どうでしょうか。もちろん公取の委員長に聞かなければならぬ。しかし私は法律的名のものを聞くのではなくして、やはり不当表示といふ、いわゆるお客さまの意思からいいますと、そのマークならば、そのマークの会社でつ

くつたものだといふふうにお客さんは受け取つて、それを買ひ取つていくことになるかと思ひますが、法に触れるか触れないかといふことを私はお聞きしようと思つておられますが、お客さまの立場から考えたら、きわめて不本意な販売のしかたになつておると思うが、どうでしょうか。これは長官でも大臣でも、どちらでもけつこうでございします。

○影山政府委員 法律的な見地は別といたしまして、そういう点は商売道徳のモラルから申しまして、これはよろしくないと思つておるわけでございします。

○塚本委員 「台所用品から原子力まで」というコマーシャルがテレビで出ておりますね。こういう電機メーカー、いわゆる原子力まで扱つておるところの一流のトップメーカーが、台所用品を自分の工場で作つておるといふ判断が成り立つかどうか。おそらくこれは中小企業なり零細企業でつくらせて、自分の会社のマークを張つて出しておると私は想定いたしておられますが、大部分はそういう形でやつておるのじゃないかと思うが、どうでしょうか。

○影山政府委員 必ずしもそうではないと思ひますが、一部にはそういう傾向はあるかと思ひます。

○塚本委員 長官は、知つておつて、何か差しさわりのあるかしれぬと思つて、先ほどから、肯定しながらも表現だけはきわめて慎重な御発言をいたしておる。私は悪意を持って、あるいはその会社をどうしようとか、あるいは公取の問題としてこれをおし上げようといふつもりで申し上げておるわけじゃないでございせん。中小企業が堂々とみずから製品として大企業のマークをつけて使つていただいても少しも遜色なく、いま国民の台所を充足せしめておるのだ。この中小企業の努力とその自信といふもの、このことを長官が腹の中に置いて扱つていただかなければ、いつまでたつても、逆に言うならば、その強い中小企業製品といふものが不当に扱われておるところに今日の中小企業の根本的な問題があると私は察知をしてこのことをお聞きしておるのです。どうで

しょうか。

○影山政府委員 品質的にも中小企業製品が大企業製品と何ら遜色がない、しかるにそれだけの評価を受けていない、あるいは大企業のラベルを張らなければ売れないというような状態に置かれておるといふ実態、これは十分認識した上で中小企業者の実力というものをできるだけ評価をいたしまして、その実力に合った待遇ができるように持っていくという事は、これは中小企業対策の一つの大きな要素ではないかと思ひます。

○塚本委員 販売のほうでも同じことが言えるのです。私はデパートへ出入りいたしてあります。高島屋オリジナリティ、これだけは仕入れ商品ではありません、私の店で独自につくったものでございます、こういういわゆる特別な宣伝をやるわけです。これは都内の各デパートでやっております。ところが特別につくるといふものは、私の知っておる範囲では一つもないと言つてもいいわけです。一般の者はわざわざ問屋からあるいは業者から入れてきたというふうな認識するのは当然のことです。百貨店自身がつくるわけではない。だけれども、オリジナルとして特別に宣伝しておる場合においては、そういう印象を与えるのです。しかもそれが目玉として——目玉と申しますのは特別新聞広告としてデパートは売り出しをやるわけです。その品物でさえも、そのデパートで製造しておるといふような、三越は三越の製作所というふうなものを持ってありますけれども、ほかのデパートはほとんどそういうものを持っておりません。だから、そういう宣伝をしながら、結局のところは何も変わっておらない。中小企業そのものであつて、一流の大デパートがつくつておるものではないということなんです。ですから製造の方面におきましても販売の方面におきましても、中小企業が一流のレッテルを張られれば、一流として家庭を充足させるだけの自信があるという——例外はございますけれども、それが大部分になつてきたということです。この業界の信用力、努力というものが、それが今日日本の社会

において不当にレッテルを張らなければ扱われなくさせられておる。ここに中小企業問題の中小企業問題たるゆえんがあつて、いわゆる生産性の問題やあるいはそのほかの問題で中小企業製品なり中小企業者の力というものが、実は特別に考慮してやらなければならぬほど弱いものだといふのではなくして、ある程度互角になつておるにかかわらず、はつきり申し上げましょう、大企業者の力によつていわゆる差別扱いをしなければならぬ状態になつてきておるのだ、私は今日の社会情勢といふものは、そういう状態だと思ふが、どうでしょう。

○影山政府委員 中小企業製品が品質の点におきまして大企業製品に劣らないものをつくり得るといふところまでいいわけではございませんけれども、その先で販路を自分で開拓する、あるいはマーケティングをやつていくといふところの力がないわけではございません。そこで、デパートのほうに売つて、そのレッテルを張つて、自分の販路を広げていくといふような実情になつておるわけではございません。それも一つの行き方ではあります。が、やはりそれだけの実力のある中小企業製品なら、自分のレッテルを張りまして売れ得るようなことをやらなければいけない。今後中小企業対策として残されております問題は、そういう中小企業者がつくりましたものの販路の開拓、あるいはマーケティングといふものを中小企業者自体でやり得るような方向に指導していくということが一つの大きな課題であらうかと思ふのでございまして、中小企業振興事業団にも調査部を設けまして、そういう点を今後の問題といたしまして、調査をいたし、もうすでに一部調査をいたしてありますけれども、そういうところの研究をいたしておるといふ状態でございます。

○塚本委員 ありがとうございました。そのことがいま最も重要な問題ではなからうか。自分のところできつくりながら、ピンはねだけされて、そして他人さまのマークを張らなければいけません。という、それはやはり私は今日これほどまでに——

大企業と中小企業との間の信用力、これはいろいろあります。かつての中小企業製品が劣つておつたといふことや、あるいは資金力や宣伝力や、いろいろな問題があると思ふのです。それを補うために、暴論かもしれませんが、優秀な製品に対しては中小企業庁が宣伝費をくらいつけてやつて、大企業に負けぬくらい、団地と同じような百何十億という金をそれで見ていただくならば、中小企業製品といふものに對して宣伝するやうなことで、これは法律的にはどうなるか、私はしろうとでございましてから申し上げるのですが、これをやつていただくやうな道を開いていただいたならば、中小企業の単独製品としてのものについて、少なくとも今日家庭用品等についてデパートで並んでおります範囲の製品といふものは、何も大企業のマークを張らなくてもやつていかれるといふふうな思ふわけではございません。その点どうでしょう。相当具体的にその宣伝の方法について何かお考えございますか。

○野野田國務大臣 いまの塚本委員の言われるやうなケースは多々あると思ひます。しかし百貨店の中でも、やはり自分のマークをつけて売つておる商品もあるでございまして。そこで問題は、一方では百貨店も存在するし、一方では独特の製品であるものは専門店としてこれは存立する余地があると思ふのです。それは専門店として存立のできるやうに今後育てていかなければならぬ。百貨店では買えなくても、あの専門店に行けばこういういい品物があるといふやうな専門店、これは外国でもみな百貨店と同じ町に、それぞれ百貨店で売つておるものと同じ品物の専門店があります。これは少し心ある人はその専門店に行つて買つ。一般大衆は百貨店に行つたほうが簡単に買えますから、しかし心ある人はあの専門店に行つたら自分の氣にいった品物があるといふことになりまして、から、そういうやうにやはり専門店として、そういう独特の商品は売るやうに育てていったほうがいいのではないかと、こう私は考えております。

○塚本委員 百貨店はもちろんよく売れるほうを並べらるうと思ふのです。何も大企業だけに固執してはいないと思ふのです。そのときに問題になりますのは、たとえば電気器具が一番わかりやすいから申し上げるのですけれども、御承知のとおり大きなテレビの番組組というのは、いまほとんど薬屋さんか電機メーカーさんが占めておるといふ形になつてしまつております。その宣伝力で、だつとやられてしまつて、いわゆるレッテルに弱い日本人の常として負けてしまふ。中小企業でつくりながら日立のマークをつけてみたり、あるいは三洋のマークをつけてみたり、あるいはナショナルのマークをつけて売つておるといふことですね。そのときに自分のところのAならAといふマークをつけてその宣伝ができるやうに、何か具体的にそんな——個別にはそれはなかなかむずかしいと思ふし、深く検討をしたこともございせんが、何らかの形で実際にそれは使われておるのですから、それらの一流のメーカーのネームがついておるのですから、だつたら自分のネームでやつてピンをはねられぬやうにするといふことを考へて、政府が具体的に、こんなことは不可能だとおつしやるかもしれないけれども、そういうふうな方針を今後大々的に考へていくといふことをしていかないと、製品がいわゆる劣らないだけになつておりながら、そういう扱いをいつまでも受けてしまふ、こういう形になりはしませんか。

○影山政府委員 そういう点も考慮いたしまして、先ほど申し上げましたやうに、事業団あたりでもそういう方向を検討していきたいといふことではございません。大体個別企業についての宣伝費用を政府がめんどうを見るということになりますと、なかなかたいへんでございまして、やはり共同販売とか、そういうふうなルートに乗せていくまゝにして、めんどうを見ていくといふやうなことになるのではないかと私は考へておるのでございまして、先生御指摘の点は非常に重要な点だと思ひますので、今後検討させていただきますと思ひます。

○塚本委員 くだいようでございますけれども、

たとえばああいいうビルを見てみますと、一流の会社が見板を掲げてやっておりますが、失礼だけれども、あそこに働いておる人の何れがその看板でおりる従業員であらうか、これは驚くべきパーセントしかないでございませう。二段階、三段階、四段階くらいピンをはねて、実際には半分以下で、四段階くらい下の人が危険にさらされた仕事をしておるというのが実情で、もう驚くべきパーセント、あの看板を掲げておる会社の従業員は少ないということですね。このことは長官も御存じですか。

○影山政府委員

承知いたしております。

○塚本委員　こういう実態でございませう。私はそのことの不当どうこうを叫びますよりも、あんなビルそのものは中小企業者がつくっておるのだという事です。この実態を考えたときに、日本経済の柱は中小企業なんだ。この大前提のもとにすべての施策をとっていかないと、むずかしいことはないので、中小企業に入札をさせたい。これは思うのです。ところが中小企業にさせない。それは万が一のときのいろいろなことがあるでしょう。そういうことを具体的に検討なさって、大企業が実際やっているならいいですよ、やらないのですから。わずかのパーセントしかないし、やっていないという状態です。せめてそれならば、極端な表現を使いますならば、官公庁の建物だけは中小企業に全部やらせようじゃないか。そうすると独禁法にかかるといふかもしれませんけれども、そういうふうな施策を講じていかなければならぬ。いつまでたっても——いわゆる実態は中小企業が背負っている。最初お聞きしたように、七七〇という生産を背負っている。少なからずない。なるほどないですよ、それは実力があるのですから。それだけ製品をつくり、しかも大企業は、そのことの価値と、安上がりだということをお認めしておるのです。だからこそそれを使っておるというのです。にもかかわらずピンはねだされて、極端な表現ばかり使って恐縮ですけれども、そういうふうな状態で何段階かをくぐって

いる。特に最近、中部地方におきまして、製鉄工場、鉄鉄のまっかな溶鉱を運んでます途中で傾いて流れてきた。下はトタン板の下で、そこで下請が小屋の中にいた。流れてきたら、溶けて死んでしまった。驚くべし、そんな重要な仕事の中で働いていた人が下請の人であつたことが明るみに出た。某造船所の中で爆発事故が起こつた。相当の人数、十人近くだつたと思ひましたが、死んでしまった。ところが、その一番大切な船体の中における作業というものは全部下請の人であつたということが大問題になって、下請の問題が新聞紙上をにぎわしたことが昨年ございませう。これらの問題は、日本経済の最も大切な、しかも一番悪いところ、そして一番重要というところ、しかもわかりませんが、そういう中に働いておるいわば中小企業者が、人間の数だけじゃない、日本経済におけるいわゆる重要な部分を背負っておるのだということだと思ふのです。それがなぜ大企業にいかんところだけ押えられてしまふのか、この点はどうでしょう。

○影山政府委員

まあいろいろとそういう点があることは事実でございまして、そういう対策の一步前進といつたしまして、この前の国会にも官公需の確保に関する法律を出して現在実施中でございますが、その法律の趣旨は、まさに先生が御指摘のような方向で中小企業者に販路を確保してあげるといふことの前進のあらわれでございませう。

○塚本委員

長官は十分お気づきになつてみえると思ふのです。私もまたいな若造のしろうとが申し上げなくとも、十分知り尽くした立場で、諸般の情勢の中からいろいろ最小限度の——わかつておつて、やりたいし、やつたらいといふことを十分長官は御存じのはずです。それを、いろいろな情勢等を勘案しながら、小出しにしかかやってみえないというふうには私に察するわけでございます。確かに中小企業がそういう局面で伸びていかなければならぬ。ところが伸びかかると取つてしまふわけですね。もうからないのは

うておきます。そしていわゆる採算ベースがよくなつてきたという企業に対して、あるいはそういう産業分野に対してわつとやつてきてしまふ。この間大臣に申し上げたのでございませうけれども、もう一つの例、私の例でございませうが、この盆というのがあるのです。最近部屋に暖房を入れたよりも、電気のかたつにして、そしてあたつておると、その中だけで暖がとれるということ、上で食事したりマージャンしたりする、そのたつ盆を私のところでこしらえて売つておつたのでございませう。ところが最近全然売れなくなつてしまつた。それは電気メーターが下のたつ盆をつくつておりました、ついでにその上の盆を全部こしらえてしまふのです。しかもそれは安いので、じゃないのですけれども、実際には薄いわゆるメラミンであつて、規格に合つたところの薄さの半分ぐらいですから、実際安くつてしまふという事で、全く私ども、販売が十分の一ぐらいになつてしまひました。これは売れるなと思つていた、一日に五十枚から百枚近くデパートで売れて、それがばたつたとつてしまつた。それはいわゆるナショナルあるいは三菱、日立、こういうところがざつと来てしまつて、まる取りにしてしまふ、こういう状態でございます。こういう形は、単に私は自分の商売のこととこんなことを申し上げるのじゃなくて、ほとんどの状態が、電気ストーブが、石油ストーブがそうではございませう。具体的にあげてみますと、よくなると、自分たちの宣伝よりも向こうがまさつておるから、くふうして一生懸命分野を開いていくと、ざつと来てつてしまふ。

長官、今度いわゆる外資審議会でもつて、日本の産業を守るために、いろいろと資本自由化で御苦心なさつておいでになります。これは一体何がために審議会でこういう苦心をしなければならぬのか、根本的な目的はどういうところにあるのですか。

○影山政府委員　外資が入つてまいります場合には、ワールド・エンタープライズというふうな大規模の企業が入つてまいりまして、日本産業、特に中小企業分野に甚大な影響を与えますので、そういう影響を防止するといふ意味から審議会が審議をされておるものといふふうな考へておるわけでございます。

○塚本委員　長官の答弁は私は実に慎重だと思つて感心するのでございませうが、この間のときの私の質問に対する御答弁は、中小企業に対する資本自由化の影響は、大企業が受けます、中小企業は直接には受けませんが、大企業がこれに対処するためのいわゆるいろいろな企業の統合とか、そういうことが起こることによつて、二次的に派生して起つてくる被害が重要だと思ひますから、これに対処する方法としていろいろな施策を考へております、こういう答弁であつたと思ふわけですね。それは私は間違いないと思ふのです。一次的にはそういうことだと思ふのです。そのよつてきたところは、大企業が外国の資本によつて、宣伝力によつてたいへんな被害をこうむるから、まず日本産業の中でこのまま外資を野放しにしてはいけません、というところから、外国の執拗な批判やあるいは要請にもかかわらず、通産大臣御苦心なさつて、小出しにだいたいようぶなものだけしかやつておらない、しよせんそれは、日本の企業を保護するために野放しにさせてはいけないという配慮があつたからではないかといふふうには、私は御苦心のほど察知いたしております。であるとすると、ならば、今日、同じ日本の国の中ならどうなつてもいいという問題ではないと思ふのです。日本の国の中で大企業がずつとおいをかいでみて、という言ひ方は変ですけれども、もうかりやうなものところへざつと来てしまつて、私は単にこたつ盆だけの被害で済みましたけれども、こんなことで苦勞してきた中小企業の分野を食い荒らしてしまふといふことに対して、外資に対すると同じように——日本の中小企業に対して大企業が食い荒らしてしまつておる実態といふもの、これはもうお認めいただいております。それを何らかの形で保護しなければならぬという立場に立つ、

たとえば外資審議会と同じような機能の、国内版とでも申し上げましょうか、中小企業審議会のようなものをこしらえて、中小企業がすくすくと伸びておるときには大企業が食い荒らせないようには、あるいはむしろ大企業が手を出してもだいじょうぶだということまで保護をしてあげなければ——外資審議会のようなものがあつたからこそ、日本は外国の資本に対しても、いいところだけ選択をして取り入れて伸びてきて、競争力をつけてきたと判断されるわけです。であるとするならば、中小企業に対してもそういうふうな施策というものが、極端な表現を使いますと、野党が何度も主張いたしておりますような中小企業産業分野の確保に対する施策、この点をもうひとつ考へていかなければならぬときになってきたのではないかと、こういうふうにか考へるのですが、どうでしょうか。

○影山政府委員 先生御指摘の中小企業のための分野を守るための審議会、これはまさに、そういうものはすでにあるわけでございますが、中小企業団体の組織に関する法律の中に中小企業調停審議会というものがあつて、問題のある場合にはそこに持ち込めるということになっております。

○塚本委員 それでは、先ほど私はあえて公取の問題にはしないと申し上げましたけれども、こういう問題について、たとえば自家製品ではないにかかわらず大企業のレッテルを張って、そうして利だけをかきで売っておるようなものに対して、審議会なり中小企業庁として行政指導をなさつたようなことがありませんか。

○影山政府委員 先生の問題にされておりますところの中小企業分野を確保するという問題、それは大企業が中小企業分野に進出をしていくという問題、ちょっと問題は違います。大企業が中小企業分野に進出してきます場合には、中小企業者が商工組合をつくりまして大企業と交渉する、それでまたまらないう場合には中小企業の調停審議会に持ち込むということでございまして、先ほどのラベルの問題はちょっと別個の問題ではないかと

思います。

○塚本委員 そうすると、製造さえしなかったならば、その製品として扱い、その産業分野に出ておつても、製造にさえ手をつけなければいいという判断に立つておるわけですか。

○影山政府委員 中小企業分野に進出するということの意味でございまして、中小企業製品が自分のラベルで販路を見つけて得ない場合に、デパートのラベルを張って売ることが、大企業の中小企業分野の進出ということになるのかどうかというところは、これはちょっと疑問の余地があるのではないかと存じます。別個の観点からの取り上げ方をしなければいけないというふうに思ひます。

○塚本委員 私は、先ほど長官のおっしゃつた法律を十分勉強しておりますから、こんなところでそのことをお聞きすることは不識かもしれませぬけれども、しかし中小企業がいま一番困つておられます問題は、先ほどから私がくどくど回り道のように申し上げておりましたが、中小企業はこんな日本経済の大きな力と貢献をしており、しかも労働人口を養つておるんだ、なおかつその製品に対しては大企業が取り上げて自分のものだというふうにして扱つていたき得るような力があるのかかわらず、それが不当に扱われておるというところは、まさに信用力あるいは資金力、宣伝力、このことにあるということ、その方面に、一部個別企業に対してはどうかかわらぬとおっしゃつたけれども、何らかの形で宣伝力なり購買力を広げるための施策だけは考へておるといふ、かすかなあかりを当てていただいたような気がするわけですが、そうであるならば、それが実際に補完していただくまでは、補つて、りっぱに競争できるようないわゆる手を講じていただくまでは、自分のところであつた、中小企業であつたものを大企業のたとえば三菱なり松下なり日立というマークをつけて売つておるといふこと、そのこと自身は、それはまさに三菱がつくつたもの、日立がつくつたものという宣伝であり、そしてまた

お客さまは、三菱の製品なんだ、日立の製品なんだという判断のもとに買つておるといふふうに、私は素朴にこのことは判断していかなければならぬと思うが、どうでしょうか。

○影山政府委員 先生御指摘のとおりでございまして。三菱というマークをつけたほうが売りやすいわけでございます。そういう点で、三菱のマークをつけたほうが、中小企業者の側からいうと、自分のラベルで売よりも数量的にもたくさん売れる場合もありますので、過渡的にはやはりこれも一つの行き方ではないか、むしろ三菱のラベルを張らしてもらへるだけの実力を備えておるといふこと、そのところの活力と申しますか、実力を評価して、そこを問題意識にして今後は問題の解決をはかつていきたいという問題意識だけは、十分先生の御指摘によりましてわれわれも考へております。

○塚本委員 わかつてみえるのだから、私は、こんなこと何度繰り返しておつても御迷惑かもしれませぬけれども、もはやこういう意味で産業分野をはつきりしなかつたならば、片方において合理化がなされていって、そうしてコストが下がつたというところになると、下請企業におきましては、おまえのところ合理化ができたのだから単価を下げようや、こう言つて、生産性向上した分の、あるいは集団化して事業団でこれから手をかけていただいてそれだけのことができたといふたしまして、そのいわゆるうまみというものは大企業が初めから単価をきめるときに吸い取つてしまふというものが大部分であること、それから完成した製品として販売する場合におきましては、自分たちのつくつたものが、よそからきた大企業によって、いわゆるレッテルを吸い取られることによって、そのいいところだけを吸い取られてしまふということ、レッテルによつて売れるようになったということもあり得るけれども、最初はそうじゃないか、最初には中小メーカーがばつばつ売つて出た、そして売れ行きが順調になつてきたときに、大メーカーがこのことやつてきまし

て、それに似たものをだつとやつてしまふから、つぶされてしまふから、その肩がわりにさせられてしまふ。暖房具なんかはまさにそういう例でございまして、全然、一流の電機メーカーは一つもつくつておりませんでした。それが石油コンロなんか極端でございまして、三、四年たつてこれが家庭に一般化されると、ずばつときてしまつて、もはや彼らに利潤を取られても、宣伝力から勝ち得ないということになってきておるわけです。いずれにいたしましても、合理化したもののうまみというものは大企業が取つてしまふ。完全に産業分野を荒らすことによって彼らは生きておると断定せざるを得ないのではないかと。私は、中小企業の問題、いろいろな合理化の問題とおつしやるけれども、それが役に立たぬと申し上げるのではない。この事業団の法律もわが党は賛成することをおつしやる内定いたしております。けれども、それがそのかわり、こういうものをおつくりになつても、しよせん産業分野をきつとときめていただかないことには、いつまで経つてもこの問題の解決はできない。長官は昨日のことについて、行政指導についてちつと漏らされたけれども、産業分野を確保するということの必要性を漏らされたはずで、ただ、しかし、それでは弾力性がないから行政指導と逃げられたはずでございまして。いままでは行政指導でそれだけの効果があつたのかということから考へてみると、私は、即刻野党が主張するような産業分野の確保に關して、こうせよといつて、皆さま方に対する立場を追ひ詰めるというところまでの決意は持つておりませんが、しよせんそうしなければならぬ宿命を背負つておる、と大臣はお考へになつておいでになるでしょうか。

○菅野国務大臣 先ほどから塚本委員のお話を承つておりますと、いろいろのお話、これは根本的に産業体制自体の問題だと思つております。そこで、そういういろいろのケースがあります、あなたがおつしやつたようなケースが、そういうケースがあればこそ、この中小企業の振興団というも

のを設けなければならぬということをわれわれ考
えておるのであって、そこでまたそういうような
ものでないケースもたくさんあると思う。であり
ますからして、先ほど申し上げましたとおり、専
門店としてまじりつぱに成功しておる店もあるの
ですからして、それはそれでやったらいい。何も
百貨店に売らなくてもいい。それはそれで育てる
ことも考えなければならぬ。しかしまた百貨店に
売ったほうが得だということ、百貨店に売る人
もある。少し腕のある人は、自分は専門店で作る
のだということをやっていく。そういうことで、
私は、日本の商業機構というものは、大衆的な百
貨店があり、片方では専門店があるということに
いくべきだ、こう思うのであります。そこでは
お話のように、同じ品物を、一方では三菱の名
前をつけたレッテルを張り、一方では大丸のレッ
テルが張られるということであるならば、これは
百貨店で売っておるメリヤスにしても何にして
も、大丸のマークをつけ、三菱の場合は三菱の
マークをつけて売っておるわけでありまして。そ
で、こういうような大規模な商業機構でありま
す、そういうメーカから買って売るということ
でやるのでありますから、メーカから買って自
分のところのレッテルを張らすということ自体
は、決して私は不当だとか不正だという意味では
ないと思うのです。これが一つの商業機構であり
ます。しかし、そこで問題なのは、売る人が不当
な安い値で売らざるを得ないようにさせるという
ところに問題があるのです。要するに、中小企業
の問題というものは、大企業と所得の格差をなく
するということがねらいなんです。中小企業は中
小企業で相当それで収益をあげて、そして下請と
して大企業のはうに売らるなら売るといことをし
て、大企業はみんな集めて、そして組み立てて、
またそれでもうけるということ、それが一つのや
はり商業機構なんです。そこで問題は、いまあな
たのお話のように、圧迫して安く売らして、そし
て大企業だけがばらばらもうけるというような
ことは抑制するようにしなければならぬとわれわ

れは考えるのであって、それぞれの業者がそれぞ
れみな所得をあげて、大企業の所得と格差がない
ということになれば、私はそれで商業機構として
はけっこうだと思っております。しかし、問題は
広範にわたる問題であって、これは消費者の問題
も考えなければならぬし、小売り商の問題も考え
なければならぬし、また卸売り商、仲買人の
問題も考えてやらなければならぬし、いろいろ
問題はたくさんあります。こういう問題は、これ
から詳細に扱われたいと調査して、いま塚本委員の
言われるようなことがあれば、そういうことも十
分われわれ調査して、そしてまた、そういう業者
が不当に圧迫されないように考えてあげるという
ことで、できるだけ援助していきたい、こう思
います。ですから、私は塚本委員のお話で初めてこ
ういうケースもあるということを知ったのです
が、そういうようなことは今後ないようにやって
いきたい、こう存じておる次第でございます。

○塚本委員 大臣はちよつと問題を取り違えてい
るのではないかと思うのですが、デパートで売
るのとは違うかと思うのです。デパートへ持ち
込む大企業の態度です。持ち込むときに、中小企
業でつくりながら日立のマークがついておる、あ
るいはまた中小企業でつくりながら三菱やナシヨ
ナルのマークがついておる。そのこと自身に問題
があると主張しておるのであって、大臣がおつ
しゃつたように、そうではない、専門店などもあ
ります。それはそれで独自に伸ばし、これは個別
の企業の指導でうんとさらに助長していただかな
ければならぬ。だけれども、私が一時間にわたつ
て申し上げたことはそれはなくて、大企業
がレッテルを張るだけでも、中小企業のピン
だけをはねて、独自性さえ失わしてしまっている。
これからはまたせつかく事業団をおつくりになつ
て、そしてりっぱな品物をおつくりになって、な
おかついいところだけ吸い上げてしまふ。産業界
における野獸のごときふるまいをいわばアメリカ
資本によって日本の大企業がやられようとしてお
る、こういうことなんです。これをいま一々押え

て、体質改善をするまではといつて外国に向かっ
て通産大臣がとつておいでになるその姿勢
を、大企業に向かつて中小企業を守るためになぜ
とつてくれないうのか。そのことになるとことがば
濁つてしまふ。しかも、長官は、そのことの問題
点を十分御承知のほうでございまして、知つてお
いでになるにもかかわらず、差しさわりのない程
度には御答弁なさらないのです。しかも、大臣
は、経済専門家であるにもかかわらず、その点はこ
れから検討してというようにございまして、
が、はつきり言つて、いま中小企業者はこのこと
で悲痛な叫びを上げておるのです。その問題だけ
ではつきりと、この審議会でおつしやるならば、
そこで取り上げて、行政指導できちつとすること
を――そうでない分野のことまで言わなくても、
悲鳴を上げておりますような分野だけでもそうい
うことをなさるといふことだけは約束していただ
けますか。

○官野國務大臣 その問題については、私がいま
お答えしたとおり、そういうように不当に圧迫さ
れておるような事態があれば、それについてはわ
れわれは行政指導をするといふことはつきり先
ほど申し上げております。でありますからして、
そういう正当なお互いの取引をやっておるのであ
れば問題はないけれども、不当に圧迫されるよう
な中小企業があるとすれば、それをわれわれは助
けるようにしたいといふことで、そのためにこの
中小企業振興事業団を設けて、そういうことでわ
れわれはやっていきたいと思つております。

○塚本委員 最後に、時間がないのでまたいつか
の機会に譲りたいと思ひますが、ただ、政府自身
もまた、そういうふうな窓口をしかたなく設けさ
せられたという点が見えるのです。実際に中小企
業のためにやつてやろうといふのでなくて、野党
がやんやん言つてきたから、しかたなしに自民党
さんの御了承をいただいてなさつたという形跡が
見えるのです。その点、中小企業庁長官はお気の
毒な立場に立たされておいでになるというふう
に私は判断をしておるわけでございますが、たとえ

ば、官公需の中で、官庁におけるところの備品に
対してはJIS規格でやらなければならぬという
ところから、新しい机や何かに対してスチール家
具であるべきことというふうな通達が三十九年に
は出されたが、こんなことをなさるから、こう
いった木製メーカはどのような被害をこうむつ
ておるか、御存じですか。政府みずから中小企
業の分野を取り上げてしまつて大企業への奉仕の施
策を講じておる。こんなことをやつて、逆行する
ような事例があるのでありますが、長官はわかつており
ながらそういうことをおやりにならないというふ
うに悪く判断をするのですけれども、それは悪意
でしょうか。

○影山政府委員 スチール家具の問題は、おそら
く事務の合理化、経費の節約の観点からそういう
ものを出しておつたと思ひます。官公需の確保の
問題に關しましては、むしろ三木大臣のほうに積
極的に進められたと思ひます。

○塚本委員 経費といひますから、またいつかの
機会にその経費のことにつきまして、どちらが安
くついておるか、お聞きしたいと思ひます。

それでは、これで終わらせていただきます。

○島村委員長 次会は明後九日金曜日午前十時十
五分理事會、十時三十分委員會を開會することと
し、本日はこれをもって散會いたします。

午後二時八分散會

昭和四十二年六月十四日印刷

昭和四十二年六月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局